

令和2年度第4回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

令和2年6月16日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

9番 福永 啓 君

7番 森田 優二 君

第 2 報告第 3号 専決処分の報告について

第 3 報告第 4号 専決処分の報告について

第 4 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について

第 5 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について

第 6 発議第 1号 御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 7号 工事請負変更契約の締結について

第 8 議案第 8号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第 9号 工事請負契約の締結について

第10 議案第10号 工事請負契約の締結について

第11 議案第11号 工事請負契約の締結について

第12 議案第12号 工事請負契約の締結について

第13 議案第13号 御船町税条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第14号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

第15 議案第15号 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第16号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第17号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第18号 御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 中 城 峯 雄 君	2 番 井 藤 はづき 君
3 番 宮 川 一 幸 君	4 番 福 本 悟 君
5 番 田 上 英 司 君	6 番 増 田 安 至 君
7 番 森 田 優 二 君	8 番 岩 永 宏 介 君
9 番 福 永 啓 君	10 番 田 上 忍 君
11 番 藤 川 博 和 君	12 番 清 水 聖 君
13 番 井 本 昭 光 君	14 番 池 田 浩 二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 野 中 眞 治 君
教 育 長 本 田 恵 典 君	総 務 課 長 藤 野 浩 之 君
企 画 財 政 課 長 坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長 畑 野 英 樹 君
町 民 保 険 課 長 宮 崎 尚 文 君	福 祉 課 長 西 橋 静 香 君
こ ども 未 来 課 長 田 中 智 徳 君	復 興 課 長 島 田 誠 也 君
健 康 づ くり 支 援 課 長 作 田 豊 明 君	農 業 振 興 課 長 井 上 辰 弥 君
商 工 観 光 課 長 鶴 野 修 一 君	建 設 課 長 野 口 壮 一 君
環 境 保 全 課 長 緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者 上 村 清 美 君
学 校 教 育 課 長 西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長 沖 勝 久 君
監 査 委 員 吉 川 勲 君	

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○9番（福永 啓君） 9番、福永です。一般質問を行います。

今、町の、いや世界の最大の課題は新型コロナウイルスのパンデミックです。日本では欧米とは比べることができないほど感染者数、死者数ともに格段に低いレベルにはありますが、それでも現在把握されている感染者数は約1万7,000人、死者数も約1,000人に及ぼうとしています。これは近隣アジア諸国、例えば台湾、感染者443名、死者7名、韓国、感染者約1万2,000名、死者277名、タイ、感染者数3,102名、死者58名などと比べれば、感染者、死者ともに非常に高い水準にあり、決して安心も油断もできません。

熊本県内においては、今日まで47名の感染者が確認され、3名の方がお亡くなりになりました。国内で比較すれば、比較的少ない感染者数ではありますが、新型コロナウイルスの感染症はインフルエンザと違い、症状がない感染者も大変多く、どれだけ潜在的感染者がいるのか予想も難しい状態です。このような状況下で町民の方々や町内の事業者にも大変大きな影響が出ています。その被害は熊本地震被災に勝るとも劣らない、いや姿を隠して見えない敵と闘わなければならない分、さらにたちの悪い被災と言えるかもしれません。

未曾有の熊本地震から4年、御船町は今新型コロナウイルス感染症という新たな、そして全世界的な被災に見舞われています。その中で、町長として、新型コロナウイルスが御船町の経済、教育、創造的復興そして町民生活全般に対し、どのような影響及び課題を与えることを想定し、どのように対処していくのか、質問いたします。

以後の個別の質問は、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の、新型コロナウイルスが御船町の経済、教育、創造的復興、町民生活全般等にどのような影響を及ぼし課題を与えることを想定し、どのように対応していくかについてお答えしたいと思います。

まず、経済に係る対応につきましてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症は日本のみならず、全世界において人的また経済的な未曾有の影響を与えており、今日に至ってもいまだ収束を見ていません。

このような状況の中、御船町においても不要不急の外出禁止や県の休業要請などにより飲食店を中心に甚大な影響を受けております。資金繰りの相談は飲食業はもちろん、製造業や建設業、サービス業など多岐にわたっており、今後の御船町の雇用や税収にも大きな影響を落とすと考えています。

このような状況を踏まえ、5月1日の定例会で、いわゆる国民1人当たり10万円の給付事業の補正予算を成立させ、早期の給付を行っております。また、5月14日の定例会では、商工業や農業者の方々が安心して運転資金を調達できるような利子補給制度や商品券事業、あるいは子どもスマイルチケット事業を予算化し、地域経済のV字回復を図っているところであります。今後も、議会の協力を仰ぎながら、国や県などの経済支援策を的確に情報収集するとともに、国や県が支援できない部分などにきめ細やかな対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育に係る対応についてお答えいたします。3月から5月まで春休みを挟んで3カ月間という長期にわたり学校が休校となりました。子どもたちの学習面はもとより、健康面も心配しています。学習面においては、各学校とも行事等を工夫するなどして授業時間数をおおむね確保できる見通しです。前年度の学び直しも行いつつ、丁寧に進めてまいりたいと考えています。健康面においては、学校生活に慣れることを中心に、生活のリズムを取り戻すことが必要だと感じています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業自粛等で経済が冷え込み、家庭の経済状況が悪化した家庭もあります。担任を中心に子どもとの面談等を通し寄り添いながらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、心のケアに取り組んでまいります。

次に創造的復興に係る対応について、お答えいたします。平成28年熊本地震から4年が経過し、震災への対応は復旧から復興へと新たなフェーズに移行しています。そのような状況の中、本年度からスタートした第6期御船町総合計画においては、創造的復興を見据えた取り組みとして、13項目のわくわくプロジェクトを掲げております。今般の新型コロナウイルスは、このわくわくプロジェクトに対しても少なからずや影響を及ぼしています。特に、総合計画に掲げた4つの柱の1つ、人が集う御船町に位置付けたプロジェクトについては、観光交流や移住・定住に関連する事業が中心であることから、各種観光イベントや移住・定住相談会等の中止や延期を余儀なくされたということです。計画自体が停滞しかねないといった課題が生じている状況です。行く先が見えず非常に厳しい状況下ではありますが、新型コロナウイルスの収束を待つだけではなく、震災からの復興と同様に、この新型コロナウイルスも乗り越え、町をさらによくしていくという考え方を持って、攻めの姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルスが御船町民生活全般に係る対応について、お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言後、休業等による経済等の悪化により生活全般に大きな影響が出ています。このうち、経済的な課題や教育については先ほど述べましたとおりですが、いまだワクチンが開発されていない中での感染症対策等に対しては、引き続き御船保健所と連携協力して住民に対し、3密防止の徹底等を行ってまいります。

また、住民のさまざまな心配事に対する相談についても、必要な機関と連携し対応を行ってまいります。

その他個別質問については、担当課長より答弁させます。

○9番（福永 啓君） それでは、個別に質問をいたします。新型コロナウイルス感染症に関しましては、これはもう皆さん御存じのとおり毎日テレビ、マスコミで報じられておりまして、一般の方々や皆様方の中にも、もう専門的知識とかにわか専門家ですとか、それほどの知識を持っていらっしゃる方もいらっしゃるのかなと推察いたします。

まず初めに、この質問をするに当たって町長にお聞きしたい。この新型コロナウイルス感染症に関する基本的認識、それを町長はどうお持ちですか。

○町長（藤木正幸君） コロナウイルスには一般的な風邪の原因となるウイルスや重症性急性呼吸器症候群などがあり、現在流行しているものが新型コロナウイルスであります。国内の症状では、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさを訴える方が多いようであります。この感染症は季節性インフルエンザにかかった場合に比べ、肺炎の発生頻度が高く、高齢者や基礎疾患を有する方では重症化するリスクが高いと考えられています。一般的な感染症経路の中心は飛沫感染と接触感染ですが、閉鎖的な空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境があれば、咳やくしゃみ等の症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあると考えています。約8割の方はほかの人につさない一方で、残りの2割の一部の方によるクラスター感染の連鎖を通じて感染が拡大することがわかっております。発症前では感染させたり、感染しても軽傷者が多い特徴があり、感染に気づかないことも多くあります。

現時点では効果的な治療薬やワクチン等は開発中のため、感染拡大防止のために一人一人が3つの蜜の回避や身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした基本的な感染症対策を継続するとともに、買い物は空いている時間に行くなど、新しい生活様式を日々の生活で実践していくことが重要であると考えます。

町民の皆様方には広報やホームページを通じて周知して行っております。併せて、事業所の方々には、感染防止対策チェックリストを活用した感染防止対策の実施をお願いしているところであります。

○9番(福永 啓君) 今の答弁は極めて一般的な、しかも常識的な認識であったと思います。海外におきましては、1国の大統領の方がコロナウイルスなんて大したことないと。そのままたの活動を続けていって構わないということをおっしゃっていた国もございました。その国が今どうなっているかということを鑑みれば、このようなきちっと正しい認識をトップが持つことというのは非常に大事なことでと考えております。

それを、ただ熊本では比較的感染者が、先ほども申しましたが少なかつた。しかし、1カ月近く感染者がいなかつた北九州です、ここでは第2波を迎え、また収束はしようとしています、このようにどこで起こるかというのはわからない。決して油断ができない感染症であるということは事実だと思います。極端なことを言えば、みんな誰とも会わない。人一人隔離してしまえば、これはうつらないわけですから、だから、2週間すれば収束するんです、必ず。しかしそれではやはり経済は疲弊し、社会も疲弊し、逆にやはり自殺者等精神疾患も増え、自殺者等が増えてくる恐れもあります。

ある意味、感染対策と経済対策、これは矛盾します。町は、そのバランスをどうとって、必要な経済対策を行おうとしているのか。それをお聞きいたします。

○商工観光課長(鶴野修一君) お答えします。

御指摘のとおり、感染拡大防止と経済対策の両立は難しい面がございます。しかし、国や県も感染リスクを負いながらも、GoToキャンペーンなどの経済活動にかじを切ろうとしているのも事実でございます。今後は、いわゆる3密を避けつつ、必要な感染防止対策を講じながら段階的にイベント、またそのほか地域の経済活動を活性化させる必要があると考えています。

そのためには、今は町の経済の屋台骨である町内事業者の皆様を支えることが重要であることから、町としましては経営を継続させるための利子の補給や、国や県の支援制度の周知徹底、持続化給付金等への町独自の上乗せ支援、またプレミアム商品券事業による町内消費喚起など、できる限りの最大限の対策をとってまいりたいです。

○9番(福永 啓君) 今回の新型コロナでは、大都市に比べ、御船町の経済は、そもそも経済の基盤が、飲食店をはじめとする小売業では大変弱いという一面があります。不利な一

面があります。一方で、私は東京に長年住んでいたからわかりますが、町内においては東京とか大都市に比べ、はるかに極めて3密が生じにくい、野外であった場合はですね。そのような利点もあるんです。現在、マスクも十分に供給されてまいりました。アルコール消毒液も店頭に並ぶようになってまいりました。咳エチケットの徹底、アルコール等による手指消毒の徹底等、何かきちっとしたガイドラインを設けた上で、さきに発表されました、一番最初に2月22日、町長自らが町民に語りかけました。あの方針を正式に改定、そして新たにこうするんですよという改定等を行うべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町では、令和2年2月22日付けで、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、町の対応方針というのを決定しておりました。この間、町民の皆様には大変御不便、御心配をおかけしたところでありましたが、町民の皆様の御協力によりまして、令和2年5月14日の緊急事態宣言の解除を受けまして、令和2年6月1日に町の対応方針を見直すことができました。改めて町民の皆様に感謝を申し上げるところであります。

その中で、町所有の公共施設等につきましては、原則6月1日より再開をしております。その見直した方針において、より具体的な感染防止対策も掲げているというところでもあります。また、見直した方針におきましては、町が主催する各種行事や会議等の開催につきましては、不特定多数の人が参加する町主催の行事、共催分も含みますが、集会等についてはまた規定をしております。

1つが、屋内での行事等になります。屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数であること。また、屋外の催物であれば200人以下、かつ人と人との距離を2メートル以上確保できることを要件としております。今後、各種行事や会議等の開催については、また国・県が示される段階的緩和の目安、また町の感染拡大等を参考にしながら、適宜見直すことも行っていきたいと考えております。さらに、この方針につきましては、民間団体における行事についても町の方針を踏まえ実施することを要請しているところでもあります。それとともに、熊本県が作成している各種事業者向けの感染防止対策チェックリスト等を関係者に周知し、対応しているというところでもあります。

○9番（福永 啓君） 議会においては、6月1日の方針、これは全員協議会で説明いただきました。本当に2月20日過ぎから、町民の方々には、今総務課長がおっしゃったとおり、

何ら罰則とかないにもかかわらず、町の方針に従って、本当に不便をおかけしながらも、このように我慢していただいて、そして6月1日の新たな方針を出すことができたんだというふうに、今総務課長がおっしゃったように、私も同感でございます。まず、心より町民の皆様に感謝申し上げたいところなんです。

それで、この6月1日に出されました町の方針というのは、単に町の行事に対する方針ではないと思います。やはりこれを見ながら、町民の方々は自分たちの経済活動、いろんな自分たちの集会とか、村のこととか町のこととか、そういうことを考えていらっしゃるんじゃないかなと思うんですが。どうも、いま一つ、きちっとこれが町の方針ですよという周知徹底がなされてない部分があると思います。御存じでなかった方も多いんです。22日のは結構最初だったから町長も直接語りかけられましたし、御存じの方が多かった。しかし、今度の6月1日の方針に関しましては、なかなか周知徹底ができていなかった。しかし、これは非常に重要なことです。町がどう思っているのか。町がどういう指針を出そうとしているのか。これに対してもう少し、きちっと広報したり周知したりできないものでしょうか。いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の町の対応、方針につきましては、町のホームページへの掲載であったり、区長への文書の配布ということで周知を図ったところであります。また、今議員が言われたとおり、まだ町民の皆様方に十分周知できてない部分もあるかと思います。今後は機会あるごとに周知を行っていきたいと考えております。

また併せて、基本的な感染防止対策の徹底についても、引き続きお願いをしていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） この指針に関しましても、感染状態により、もっと緩和できたりとか、またもしくは厳しくなったりとかすることがあると思います。それに関しましても、きちっと町はこう考えているんですよというのを町民の方々に伝わるように、的確に伝わるようにお願いしたいと思います。

やはり、先ほどから申し上げていますとおり、コロナウイルスは人を殺します。しかし経済もまた間接的に人を殺すんですよ。感染対策を徹底すれば、「もう、何しよっとか。もう俺たちは生きていかれんぞ」となります。ところが逆に、経済を優先させれば、「感染を蔓延させるのか。うちは年寄りがおるとぞ」と、そういうことになるんです。どちらを取

っても批判を受けます。しかし、それをどのようなバランスで取るのか、これが町長に課されている非常に大きな役割であり、それが的確かどうかを私たち議会がきちっと見ていかなければならない。そして提言するところは提言しなければならない。そういう役割関係ではないかなと考えているところです。

次に、コロナが教育に与えた影響と対応についてお聞きいたします。やっと登校時に子どもたちの声が聞かれるようになりました。コロナは極めて深刻な影響を教育現場に及ぼしています。

まず、教育長にお聞きします。今回のコロナ被害、コロナ被災が教育現場にどのような影響をもたらし、教育首長としてどのように考え、どのように対処してきたのか、そしてどのように対処していくのか、これについて、御答弁をお願いします。

○教育長（本田恵典君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスは教育現場に深刻な影響を及ぼしております。特に、度重なる休校によりまして、児童生徒は学校に通うことができず、さらに運動場や公園で遊んだり、スポーツに親しむことすらできず、厳しい毎日を過ごさなければならなくなりました。遅れた学力は取り戻すことができますが、中止となった貴重な学校生活における行事や体験的な活動は、同じ季節に取り戻すことは不可能です。しかも、学校における規則正しい生活の習慣は、家庭においては混乱を極めまして、ゲームやテレビ等の視聴が増え、一刻も早い学校の再開が待たれておりました。その意味からも、6月1日から学校再開は、時期的に見てもぎりぎりの選択であり、まずはほっとしているといったところです。

今後、学校現場においては、子どもの心のケアを中心に、学力、体力の回復向上や児童生徒及び家族のコロナ感染時の対応、コロナ感染症予防対策等々、さまざまな試練が待ち受けておりますけれども、学校、PTA、地域、教育委員会一体となって事に当たっていききたいと決意をしているところです。

○9番（福永 啓君） 今の答弁は十分理解はできました。そのような決意をもって当たっていただきたいと思います。

次は、個別の課題について質問していきたいと思います。学校内での子どもたちの感染を含めた健康安全をどう確保するかですとか、もし感染した児童生徒が出た場合の対応、これについては、昨日井藤議員の質疑の中で答弁いただき、十分理解することができまし

た。

またそれに加えて、これも一部あったんですが、それについてさらにお聞きしたいところがある。発達障害等の課題を抱えた子どもたち、及び家庭環境に課題を抱えている子どもたちへの配慮、対応です。これを現状どのように行っているかと。及び、この間に生活習慣が大きく変化せざるを得ず、生活習慣が乱れてしまった子どもたちも多いんじゃないかと思うんです。その部分の指導はどうなっているか。ここについて、加えて質問させていただきます。

○学校教育課長（西本和美君） まず、休校中におきまして、特別支援学級に在籍する児童など、保護者からの希望があれば、休校中も学校で受入れを行ってまいりました。また、家庭環境を心配する児童生徒や不登校の児童生徒に対しては、教職員が自宅を訪問したり、また休校中に登校し、学校で過ごしてみたりということを行ってまいりました。学校再開後は、担任が状況を確認し、養護教諭や教頭などをチームリーダーとして、児童生徒の様子を観察しながら、本人に寄り添っているところです。保護者との連携を密にし、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して改善してまいります。

生活習慣が乱れてしまった子どもたちについてですが、学校再開後に実際生活のリズムが崩れ、朝起きるのが苦手と思っている児童生徒が2割ほどいるということがわかっております。学校に登校することで、徐々に学校生活に慣れ、生活のリズムも整ってくると思われます。焦らず、細心の配慮を払いながら、保護者と連携して基本的な生活習慣を整えていきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） テレビ等で、ステイホーム週間と銘を打って、家族の方々が子どもたちと一緒に過ごして、いろんな工夫をされてやっていらっしゃると思うのが数多く出てきました。大変よく、大変皆さん御苦労されたから、やはり子どもの教育のことを考えていらっしゃるんだなということを身につまされました。

あのように自ら考え、一緒に行動できる家庭、これは心配いらんですよ。いい機会になったのかもしれませんが、しかしやはり公教育としては、ああいうことはしたい、気持ちはあってもできない人もいます。それと、やや問題のある家庭もあります。そういうところをきちっと見て拾い上げ、そこをやはりまたああいうふうテレビに出ている家庭と同じように、子どもたちに対して有意義な時間として、この本当に被災の時間を有意義な時間として過ごさせてあげる、そのような工夫とか考えとか、それが非常に公教育として、で

きない人たちをすくい上げる、拾い上げることが一番大事なんじゃないかなと思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 議員がおっしゃるとおり、先ほども申しましたように、休校期間中に心配なお宅には教職員が足を運び、また家庭でその子が家に残ることが心配な子どもについては、学校内で過ごしてみたり、また不登校で、全く学校に登校できていなかった子に、子どもたちのいない休校期間中に学校に来てみたらどうかということで、声をかけをしたりしてまいりました。

○9番（福永 啓君） ぜひ、そういうふうに家庭の事情でいろいろあるんです。しかし、幸い御船町はすべてがそんなに大きな学校ではありません。手の届くところに児童生徒がいますし、保護者との関係も非常に近い。そのように個別の問題のある家庭、もしくはできない家庭ですね。そういうことに対してのケア、ここを一番考えていただければと思います。

それで、教科のことについてなんですが、先日の井藤議員の質問の中にもありましたよね、教科の時間は何とか足りるのではないかということになってまいりました。教科の足りない部分を単に埋めるだけでも、相当大変な苦労はされたんだろうとは思いますが、時間は何とかやり繰りすればできるものなんです。それ以上にやはり、これは教育の質の確保が重要だと思っています。しかし、この部分に関しましても、現場の先生方がしっかりと認識されておりますので、適切な対応がされていると聞いておりますし、そう信じておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 議員が御指摘のとおり、教育の質の確保は重要だと思っております。各学校の教職員がしっかり対応しております。現在、学校教育課に配置されている3人の指導主事と、総合教育アドバイザー1人も各学校を回り、質の確保ができるよう教職員の相談にのり、指導に努めているところです。

○9番（福永 啓君） そうですね。質のところも実は質問するまでもなく、学校がきちっとやっっていらっしゃると思うので、そこは実は安心していたところでもあるんです。単なる確認だったんですが。実は、一番心配なところは、そのときにしか体験できなかった教科、教育長もおっしゃいましたよね。それが学校行事、運動会しかり、文化発表会しかり、遠足、校外学習、部活動、芸術鑑賞等々です。ここの部分も教科と同じ、いや私とか、多くいらっしゃると思います。ここの部分のほうが将来社会生活を営む上で非常に役に立って

きたと、教科以上だったと、そのように感じていらっしゃる方々も多いのではないかと思います。この部分なんです。これはなかなか難しい。しかし重要です。しっかりと対応しなければならない。今後、どのように対応していかれますか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校行事等について、議員が指摘されるとおり、教科の学習と同じくらいその他の学校行事も児童生徒が成長する上で大変貴重なものと思います。新型コロナウイルス感染予防のため行事等を変更して行う必要もありますが、貴重な体験をする機会を残し、やり方は変わっても同じような効果が得られるよう、可能な限り工夫をして実施してまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 今回のコロナ災害は、本当に子どもたちの教育現場及び子どもたちの心に、大変深刻な影響を与えました。教育は人づくりです。そしてまちづくりの基盤です。今回のコロナ災害が、子どもたちが明日を生きる上で決してマイナスに働かないよう、逆に貴重な経験となるような教育の対応を望みたいと思うんですが、最後に教育に関して、教育長、これに関して御意見をお願いいたします。

○教育長（本田恵典君） 先ほどの御質問の答えを交えながらお話をしたいと思います。

議員御承知のとおり、教育の究極の目的というのがありまして、これは人格の完成であります。この目的のために御船町の各小中学校は知育、徳育、体育に力を注いでおります。コロナ下の中、この3育の中で最も大切な教育は、私は徳育であると考えております。もちろん、知育、体育は、人が生きていく上で欠かすことのできない教育であり、今回の学校再開においても学力、体力の維持向上は重要課題であります。

ではなぜ徳育を最重要と考えるのか、それは私たちが生きる上で最も大切な身につけなければならない心の教育そのものであるからだと思っております。

前置きが少し長くなりましたが、その心の教育の一環として行われているのが、体験活動としての学校の各種行事であります。各小中学校におきましては、議員御指摘の子どもたちの心の醸成に欠かせない各種学校行事を何とか実現するため、学校再開以来延期も含め慎重に論議をしているところです。子どもたちはこれらの行事を通して、希望、勇気、愛、思いやり、感謝、協力、友情、誠意、善悪の判断、生命尊重などなど、人として身につけなければならない大切なものと出会い、そしてそれを心に刻むことで、大きく成長を遂げます。子どもたちのこれからの人生の1ページに生きる力と深い感動、喜びを与えてくれるこれらの学校行事の実現のため、教育委員会といたしましても、今後とも精いっぱい

い学校を支援してまいりたいつもりでございます。

○9番（福永 啓君） 先ほども申しましたとおり、単に教育の科目の時間は何とかあるんです。しかし一番大事なところ、ここは今回非常に皆様が努力されたところで大変なのかなと心配しておりました。しかし、今教育長がおっしゃったとおり、そこを大変重要視していращやる。こういう気持ちを持った教育のリーダーがいращやれば、これはできると思います。ぜひそのような形で、一番大事なことは何か考えていただきながら、教育への、これは災い転じて福となしていただきたいと思います。

次に、コロナが創造的復興に与える影響、課題そして対策について質問いたします。熊本地震から4年、復旧事業がほぼ終了し、創造的復興へと足を踏み出した瞬間に今回のコロナ被災です。復興に関する各種計画、今回のコロナ災害でどのような影響があったのか、そしてどのようにカバーしていくのか、お聞きいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもお答えしましたが、本年度からスタートした第6期御船町総合計画におきまして、震災復興計画の考え方を踏まえまして、創造的復興を見据えた13項目のわくわくプロジェクトを掲げております。しかし、今般の新型コロナウイルスの影響で、町の魅力発信や集客などの取り組みが進められないといった課題が生じている状況にあります。例えば、移住・定住関連のプロジェクトにつきましては、お試し移住ハウスなどの事業を進めてきたところですが、移動の制限等の影響もあって、移住相談会等の開催が困難となり、御船町を訪れていただくこと自体が難しい状況にあります。

また、企業誘致関連のプロジェクトにつきましても同様で、企業からの立地相談も、自粛等による制限を余儀なくされております。そのほかにも学校や地域の行事、観光交流事業の中止など、新型コロナウイルスによって町全体が停滞しかねないほど、多方面への影響が及んでおります。しかし、そのような中におきまして、5月14日に緊急事態宣言が解除されましたので、町としましても当初予定していた事業を可能な範囲で再開していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスの影響を少しでも緩和するため、緊急経済対策をはじめとした国・県の制度を積極的に活用するとともに、町独自の事業を展開することで、地域の発展につなげていきたいと、現在考えているところであります。

○9番（福永 啓君） 具体的なことをお聞きしたいんですけど。具体的に今年度既に中止が

決まった事業はどのような事業がありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 令和2年度に予算化した事業のうちで、現在まで中止となった事業について、お答えしたいと思います。

まず、4月に予定していた消防の通常点検です。次に毎年8月の第2日曜日開催予定の御船があっぱ祭り、それに毎年夏休み期間を中心に開催予定の恐竜博物館の特別展、それに8月末日に開催予定の子ども英語劇場などが現在中止となっております。

○9番（福永 啓君） 大きい事業ですよ。今、すごい予算もかかっている大きい事業、そして子どもたちに与える影響も町に与える影響も大きい事業なんですけど、これはもうこのまま中止でよかったですかね。何も代替策を打たないで。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船があっぱ祭りとか恐竜博物館の特別展は町の活性化等に資するとても重要な事業と思っております。全く同じ形での事業は不可能ですが、今後コロナの感染状況等を注視しながら、各種団体などと協議をしながら、事業の展開を図っていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） これはやはり難しかったですよね。私たちがやると体制を決めても、問題はやれるかどうか。相手の問題がありますし、状況の問題がありますので、なかなかやりますともやりませんとも言えないような状況です。きちっと状況を見極めた上で、先ほどこから何回も言っておりますけど、経済とその感染のバランスを取りながら、これも進めていただきたいなと思います。

また、移住・定住に関しましては、相談会とかはリモートでもやっているみたいですよ。リモート相談会というのをやっています、それに関しましては、非常に今回の影響を受けて田舎への移住が増えたというニュースも見ました。だから、これもまた災い転じて福となすではありませんけど、いろんなアンテナを張りながら、ここにいてもそういう状況であってでもできること。それを探しながらやっていただきたいと思います。

それで、ブルック像が延長に延長を重ねて、延長になってきているんですが、これも大きい復興のシンボルでした。これについては、どうなっているのでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

御船ふれあい広場へのブルック像の設置につきましては、3月29日に予定しておりました除幕式と併せて延期となっております。現在は、県内外から多くの人が訪れることに

対する対応を含めまして、設置者であります熊本県と設置時期や除幕式の規模それから方法など協議中でございます。いずれにしても、同じく延期となっています熊本市のチョッパー像と併せて本年度中に設置する方向で調整をしているところです。

○9番（福永 啓君） これもそうですよね。御船町がやりたいと思ってもできるものでもありませんし、言わば状況次第、こういうふうになってくるんですね。チョッパー像とブルック像です、これが果たして同日に設置した方がいいのか、別の日にした方がいいのか、そのあたりは十分効果を考えていただきたいなと思います。

復興のシンボルと言われているコストコです。このコストコの誘致、これに今回の新型コロナウイルス感染症は影響があるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まだ仮称なんですけれども、コストコホールセール熊本・御船倉庫店のオープンの時期ですが、当初計画どおり、今のところ令和3年4月オープン予定で進めております。現在のところ造成工事をはじめ、今後の建築工事におきましても、新型コロナウイルスによる工事への影響については、事業者から何ら報告は受けてはいないところが現状です。

○9番（福永 啓君） 来年4月ですよね。この時期に果たしてコロナウイルスが収束しているかどうか、非常に疑わしい時期でもあります。また、第2波、第3波の時期、4月です。言ってしまうと第1波の真っ最中ですよ。これは、その時期にやはり人を集客しなければいけないんですね。本来は密を作らなければいけないんです。そのときに状況によって町は必要な対応を迫られるかなと思うんですが。そのときのコロナの対応です。コロナの蔓延状況の対応、そのあたりはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

コストコは、今回の新型コロナウイルス感染症におきましても、国の休業要請の店舗には該当しておりません。そのまま営業をされているという状況になっています。仮にコロナが収束していない場合は、町としましては、マスクの着用や消毒の準備、入場制限などの感染防止の徹底をコストコに要請していきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） そうですね、適切な対応はしていただけるものと思います。やはり熊本地震から4年です。さっきから何回も言いますが、そして創造的復興へと足を踏み出した途端に今回のコロナ被災です。地震とは質の異なる被災ですが、先ほど教育長にも申し上げましたとおり、これが泣きつ面に蜂とならないように、確実に、私たち

は地震で何かの経験、教訓を生かすことができるような気がしています。ですので、教育と同じで、これを生かすように、創造的復興をなし遂げる上で決してマイナスに働かないような対応を望みたいと思います。

最後に、町民生活全般に対してなんですが、コロナの一番たちの悪いところが、無症状の感染者が多数存在するということです。北九州でPCR検査を拡大した途端、陽性者の半が無症状であるという結果が出ました。みんなと出会う、健康そうに見える誰もが知らないうちに、このウイルスを持っている可能性があるんです。そのことを念頭に置いて行動しなければならないと思います。それは、町民が日常的に接している役場の職員、役場の窓口も同じです。役場職員の感染は町民の生活に多大な影響を与えます。しかし、役場の職員も可能性は同じなんです。いや、多くの方々と会う分、一般的町民の方よりも高いかもしれない。役場職員の感染を想定した対応はどのようになっているか、お聞きいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在、職員に対しましては、通常の感染防止対策の徹底を指導しているところであります。また、年休等の取得により密の回避であったり、あとこれは外来者にお願いですが、執務室内への許可のない者の立入りを制限しております。また、窓口では飛沫感染防止対策も行っているというところです。

庁舎内に感染者が発生した場合ということになりますと、新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン等を策定しておりますので、その中で対応していくとなるかと思えます。また、業務におきましては、証明書発行業務等の必要最低限の窓口業務につきましては庁舎が使えないとなった場合には、第2分庁舎へ移行をさせることとしております。また、そこで移行した職員が感染したということであれば、そこで窓口業務の経験のある職員を代替対応という形で対応していくという予定をしております。

このような対応を行いながら、役場機能自体につきましては維持をしていきたいと考えております。

また、各施設につきましては消毒等を行い、環境が整い次第再開をするということにしております。

○9番（福永 啓君） あと心配なのは、例えば町長がかかると。これもイギリスでは首相がかかっているんですから、十分想定しなければいけない。それと、本人がかからなくても、

やはり自分が濃厚接触になってしまうことは、これはもう本当に起こり得ることと考えて、用意しなければいけない。仮にそうなった場合です、重大な意思決定、会議等ができなくなってしまって、意思決定が滞り、ひいては町民の方々の生活に非常に迷惑をかけてしまうようなことがあるかもしれない。そのように、登庁できない状況ですとか、何か本人がちゃんとしているんだけど会議に参加できない状況とか、そのような状況に対してはどのように対応されようとしているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響によりまして、私たちの仕事のやり方、また働き方が大きく変化していくものと思われます。実際、現に役場でも防災対策室の機器を利用したテレビ会議の開催も大変多くなっております。また、これからもこれは活用していく方向になるかと思えます。

それと、今後になりますけれども、国もテレワークの導入の促進を図っておりまして、私たち自治体におきましても、その変化に対応した取り組みというのが今後必要になっていくのかなと思います。

○9番（福永 啓君） これは否応ないような状態になってこざるを得ないと思うんです。好き嫌いにかかわらずですね。そしてそれに対応しなければ、意思決定もできないし、住民の方々に逆に迷惑をかけてしまうと。そのあたりについては、研究を重ねた上で、もう対応していらっしゃるみたいなので、対応をスムーズにできるよう深めていただきたいと思います。

その中でやはり一番心配するのは、感染者及び感染者の周辺に対する対応なんですよ。今は、まさにかかった者負けです。感染者は本来は感染者ですよ。だから被害者なんですよ。誰もかかりたいと思ってかかった者はいない。しかも、知らないうちにかかっている場合がほとんど。しかし今はまさに加害者のようになってしまいます。しかも「俺が悪かった」とか、「私が悪かった」と本人もそう思っちゃうみたいですね。決してあつてはならない感染者への差別や誹謗中傷、これについて、町はどのように考えていらっしゃいますか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について、ホームページや広報紙等により周知啓発を進めてまいりました。まず、感染症について、正しい知識、情報に基づ

いた判断、行動を心掛けることが重要です。感染された方や御家族、職場の方、知人の方など接触された方々、その他の関係者の方々に対し、不確かな情報に基づいて心ない言動や不当な取扱い、嫌がらせ、いじめ、SNSなどで誹謗中傷などをしないようお願いいたします。

熊本県では、常設の人権相談窓口による相談対応がされています。感染者や関係者の方々に保健所を通じて専用の相談窓口を案内し、関係機関と連携して、人権に関する生活上のお困り事に対するサポートが行われています。緊急事態宣言が解除された現在においても、第2波、第3波の感染拡大の危険性があります。感染の可能性のある方が検査等に躊躇され、感染拡大につながる恐れもあります。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について、町民みんなで取り組み、人権及び差別のない、安全・安心で住みよいまちづくりの実現を目指してまいります。今後もホームページや広報紙等へ周知に努めるとともに、人権問題に関する事案が発生した場合は、関係課で連携し、迅速で適切な対応を行ってまいります。

○町長（藤木正幸君）　ここだけ、私の口から言いたいと思います。これこそが、私は町民力だと感じております。かかれた方、この方が戻ってこられたときに、町挙げて拍手で出迎えるような、そういった町にするためにも、皆さん方の御協力を得たいと思っています。この感染が疑われたのを隠すのではなくて、やはり表に出して、地域の方々が一緒に闘っていただける、そういったまちづくりのためにも、こういったことを広報しながら頑張りたいということとともに、町民力を上げてまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君）　帰ってきた人たちはサバイバーなんです。決して加害者ではありません。町長もよくおっしゃってくれました。そのような気持ちで私も臨んでいきたいなと思っています。

コロナ感染防止に関してなんですけれども、最初はマスクの有用性についても専門家の間でいろいろ言われていましたよね、マスクは要らないとかですね。布マスクについても同じようなことです。しかし、理論的にマスクというのはうつることを防ぐ目的ではなくて、うつすことを防ぐ目的でありますので、無症状の感染者が多いコロナでは、これをつけていくことは当然のことだろうと思います。マスクだけではありません。やはりビフォーコロナ・アフターコロナでは、私たちが望む、望まざるにかかわらず、やはり嫌なんですけれども、生活の変化等が強られる、求められる部分があるのだろうと思います。町

民はアフターコロナの時代です。何に気をつけてどう生きていけばよろしいのか。どう思われますか。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） 福永議員の御指摘のとおり、ビフォーコロナ、アフターコロナでは生活習慣で好き嫌いにかかわらず生活スタイルの変更が求められる部分があると思われまます。町民のアフターコロナから、今はウィズコロナの言葉が語られており、コロナと寄り添う、共に生きることで、今後どのような影響があるかわからない状況の中で、思いがけないところに心配があります。

町民の安全・安心を第一に、日頃から心掛けてまいります。

先ほど町長から、新型コロナウイルス感染に対する症状について説明がありましたけれども、この新型コロナには自らを感染から守るだけではなく、自らが周囲に感染を拡大させることのないことが不可欠です。そのためには一人一人が心掛けていかなければならないということで考えております。

今後、基本的な感染対策の実施、3つの密を徹底的に避けることとし、さらに近距離での会話への対応など、お一人お一人が日常生活の中で新しい生活様式を心掛けていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことが、御自身のみならず、大切な家族、友人、隣人の命を守ることにつながると考えています。我々職員も今後このことを肝に銘じながら職務に当たってまいります。

○9番（福永 啓君） そうですね。やはり我慢を、生活態度変更も強いられる部分があるし、そういう部分も多いんだと思います。我慢することは、私たちはやってまいりました。熊本地震でも町民の方々、何の法的規制もないのに我慢して、努力してやっていらっしゃいます。しかし、やはりいずれ元の生活に戻りたいという意識も働きます。コロナなんて大したことない。検査をしたら、抗体検査で多いところで0.8とか1とか、0.2ぐらいの人がかかっていたというのしか出ていないという意見もあるかもしれません。しかし、0.2というのは1,000人に2人です、ここの一番低い数字を取ってもです。ということは、御船町職員1人かかっていたかもしれない。単に広がらなかっただけかもしれない、という事実が実際数字上はあるんです。だものだから、やはり我慢とか生活スタイルの変化等が強いられる部分があるのじゃないかなと思うんです。

しかし、やはりどうしても人間はいずれ元の生活に戻りたい。何か、それができないとストレスもたまるし絶望感もたまってしまう。それで、我慢も限界を迎え、感染防止対策

抜きで、以前のような生活スタイルに戻る人も、これは出てくるのであろうと。そのような人をいかんとか責めても、やはり仕方がないと思うんです。これは究極の、私も悩んでいるところなんです、そのように、何か目標さえあれば、こうすればよくなりますよと、人間で目標があればやりやすいところがあると思います。

町民は、何を目標に、いつまで過ごせばよいのか。最後に町長のお考えをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） 2月22日、午前6時、私に御船保健所管内でコロナが発生しましたと連絡が入りました。それ以来、町民の皆様方にはこのコロナに対する私たちの思いを伝えてまいりました。御協力いただきながら、この感染症を一段落目を今過ぎたところです。しかしながら、これからが私たちの勝負の時期に入ってくると思います。2次、3次という波が来るかもしれません。しかしながら、この御船町において、この第一段階を乗り越えてきた、その町民の力というものを信じてまいりたいと感じております。

まだまだこれからの波の中において、町民の皆さん方にお伝えしていかなければいけないこともたくさん出てくると思います。これは、地域の力によって防ぐこともできるというふうに感じております。

総合計画で立てましたみんながわくわくする御船町、この根本にあるのは、やはりこの地域に住み続けていただくというのが根本にあります。このコロナに負けず、この地域で住み続けていただくためにも、一番大事なものは、1人の行動がみんなを助ける、みんなの行動が1人の命を守るということになってきます。命を守ること、この町から1人も死者を出すことがないように町民みんなで守っていきたいと思います。

そのためには、議員の皆様をはじめ、町民の皆様一人一人の心掛けを忘れることなく、私たちもできる限りの町民に対する応援をし、そして指針を定め、共に前に進んでまいりたいと思っております。この町に死者が出ないように、頑張ってまいります。御協力のほう、よろしくお願いします。

○9番（福永 啓君） 終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） これより11時15分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 03 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7 番（森田優二君） 7 番、森田です。通告しておりました件について質問いたします。

平成28年熊本地震及び豪雨災害における災害復旧工事の進捗状況並びに熊本地震からの創造的復興を目指す中、コストコ進出が決定しました。今後の町の復興について質問いたします。

なお、個別の質問に関しては質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の、熊本地震からの災害復旧及び創造的復興について、お答えいたします。

令和2年度で、熊本地震から5年目に入り、災害復旧工事も終盤を迎えている状況にあります。震災直後から被災した公共施設の復旧工事や豪雨災害による農地被害及び河川災害復旧工事を進め、令和2年度末で大半の災害復旧工事の完了を見込まれております。しかし、一部の災害復旧工事で迂回路の問題や隣接工事等の調整により、令和3年度への事故繰越となる懸念は残っております。しかしながら、一日も早く町民の皆様の日常が取り戻せるよう、可能な限り計画的に進めてまいります。

次に、コストコの誘致や総合計画の策定を背景とした今後の町の復興について、お答えいたします。今年度からスタートした第6期御船町総合計画においては、土地利用に係る基本的な考え方を土地利用構想として提示しております。その中で、将来の産業立地や住宅開発等を検討するゾーンを土地利用調整ゾーンとして位置付けており、御船原台地周辺についても、この土地利用調整ゾーンとして図示しております。

また、創造的復興を見据えたわくわくプロジェクトの1つとして、御船原台地利活用プロジェクトを掲げ、アクセス道路の整備等を通じた土地の有効活用を図ることとしております。既存市街地との機能分担、連携を図るとともに、地域特性にも十分配慮し、町全体の活性化につなげていきたいと考えております。

その他、個別質問に対しては、担当課長より答弁させます。

○7 番（森田優二君） それでは、詳細について質問させていただきます。まず、農地災害に

おける復旧状況ですけれども、5月末現在での残工事について、説明を求めます。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

5月末現在での残工事件数は69件、事業費につきましては1億6,424万3,400円となっております。繰越明許はございません。

○7番（森田優二君） 未契約件数については、どれだけありますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

未契約はございません。

○7番（森田優二君） 平成28年熊本地震から既に4年を経過し、中山間地域においては高齢化も進み、離農者も増加している傾向にあると思います。また、令和2年度から復興期となるわけですけれども、繰越事業については、本年度完成を目指して頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 関係する農業者の皆様が一日でも早く被災した農地で営農が再開できますよう、施工管理を進めてまいります。

○7番（森田優二君） 施工が完了した箇所について、その後の豪雨災害が出ていると思います。その場所について、これについてはどのように。特に受益者負担について、どのように考えておられるか、お願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） この件につきましては、これまでも議会の中で御質問を受けてまいりました。このことは、農業者の負担を一番に考える必要がございますので、現在徴収をしないというところで話を進めております。

○7番（森田優二君） 議会でも何回か聞いたんですけれども、一応確認のため質問しました。

次に、土木災害における災害復旧の現状ということで、5月末現在での残工事についての説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） まず、土木災害に係る道路、河川、橋梁の災害復旧工事、総件数が567件については令和元年度ですべて完了をしております。

宅地耐震化事業について説明をいたします。事故繰越の内訳が、工事件数が1件、工事費が1,157万8,000円となっております。この事故繰越の分については、6月末が竣工の予定となっております。明許繰越として、工事件数が23件、工事費が12億1,291万円となっております。5月末における契約済件数は18件となっております。未契約件数は6件ということになっております。

今回の議会に工事請負契約の締結議案2件を上程しております。したがって、未契約の件数は4件ということになります。

○7番（森田優二君） 町長も復旧期4年ということでは言われておりますけれども、未契約が4件あります。そういったことを含めて、これは本年度完成の見込みはありますか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の宅地耐震化事業の最終工事であります舗装工事について、個別の宅地の擁壁の復旧工事が終了しないと着手ができないという状況にあります。よって、この舗装工事4件について、年度内の発注は行いますけれども、本年度中の完成が見込めず、翌年度への繰越手続が想定をされております。

○7番（森田優二君） 土木工事については、令和2年度当初予算においても四宮橋改修工事や御船インター周辺道路改良工事、また被災宅地復旧工事など、多岐にわたる工事が予算化されております。特に御船インター周辺道路改良工事については、優先的に本年度中に終了しなければなりません。この工事を優先することで、ほかの工事がまた明許繰越とならないよう、工事の進捗管理を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 土木の災害復旧工事の終盤を迎え、令和2年度予算に新たな道路改良工事、それから橋梁の架替工事等の道路のインフラ整備を計画しております。御指摘のとおり、工事完成に遅延が生じないように、発注済の工事における進捗管理の徹底を行い、受注者との調整を図りながら年度内完成に向けて進めてまいります。

○7番（森田優二君） それでは次に、建築災害における災害復旧工事の現状について質問いたします。5月末現在での残工事についての説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

災害関連の復旧工事の建築との関係につきましては消防詰所が該当しております。消防詰所の建築につきましては、令和元年度から、6棟分を繰越しをしております。そのうち事故繰越が2件、明許が4件であります。そのうち、事故繰越の1件分と明許繰越の1件分が完了しているということになります。

それと、令和2年度として、これは茶屋本地区になりますけれども、消防詰所の建築を予定しております。

○7番（森田優二君） 事故繰越が2件出ておりますけれども、これを詳しく説明を、簡単でもいいですけれども、説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この事故繰越につきましては、陣地区と津ヶ峰、南田代3区の消防詰所の建築になります。この建築予定地ではありますが、これは民有地を提供していただいて建築するということになりますので、民有地の境界の確定であったり、建築位置の確定、そこに不測の日数を要したという形で今回事故繰越となっております。

○7番（森田優二君）　ということは、茶屋本の消防詰所が、最後の工事になるということですか。

○総務課長（藤野浩之君）　災害関連でいきますと、これが最後の工事ということになります。

○7番（森田優二君）　最終工期はいつになりますか。

○総務課長（藤野浩之君）　詰所工事の最終工期としましては、今年度の予算を含めますので、令和3年3月末としております。

○7番（森田優二君）　実は、8分団4班の詰所工事が中断していると聞きましたが、それについての説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

8分団4班、これは甘木地区の詰所の工事であります。この建設につきましては、以前からその場所に消防詰所がありました。地震によって被害を受けたというところで建築をするものでありますが、以前あった場所がお寺の敷地内というところがありましたので、また同じところに建築を行うということで準備を進めております。構造としましては、地下に防火水槽を設置するタイプで、上に詰所という形の消防詰所になります。現在は地盤改良をした後、掘削をするための鋼矢板を打ち込むというところで、今中断をしているところであります。中断した理由としましては、地権者や土地の管理者、周辺の皆さんとの調整や工事に対する説明が不十分であったのかなということで考えております。

○7番（森田優二君）　問題発生はいつになりますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

4月5日にお寺から連絡がありまして、すぐ工事担当者が現地に行って確認をしていたというところです。

○7番（森田優二君）　工事の看板設置はいつになりますか。

○総務課長（藤野浩之君）　工事用の看板につきましては、契約を着工するときには設置をしてあったということです。

○7番（森田優二君）　6月6日に現地に行きました。でも、看板はありませんでした。これ

はどのような理由になりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 当初は看板を立ててあったということで、その後、工事に支障を来すということで、奥のほうに看板を直されたことはあります。ただ、現在はなかったということで、工事として中断をしている関係で、今のところは一時撤去されているのかなとは思っております。

○7番（森田優二君） 奥にあったという話も聞きましたが、見た感じ、全然ありませんでした。やはりそこを、問題が発生しているから看板は外していいということではないと思います。工期はいつからいつまでですか。

○総務課長（藤野浩之君） 当初の工期としましては、令和元年10月25日から令和2年3月31日となっております。

○7番（森田優二君） これは、繰越案件と思いますが、変更契約はいつですか。

○総務課長（藤野浩之君） 変更契約につきましては、令和2年3月30日付けで変更契約を締結しております。変更の工期としましては、令和元年10月25日から令和2年11月30日となっております。

○7番（森田優二君） 同時期に同じ詰所工事が発注されておりますけれども、そちらの工事は6月30日となっております。なぜ、ここは11月30日ですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

変更の工期につきましては、各工事の進捗状況を見ながら工期の設定を行うこととなります。そこで、甘木地区の工事につきましては、今現在の状況等を勘案して、令和2年11月30日ということでした。

○7番（森田優二君） 工事の進捗状況を勘案してと言われましたが、変更契約時点で、同時期発注の工事より遅れていたということになるんですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

同時期発注した工事に比べたら、進捗のほうは遅れていたという状況になります。

○7番（森田優二君） 計算したら5カ月も遅れているというか、計算では5カ月延びていますので、そういうふうに考えなければならないんですけれども、去年の6月の一般質問で、防災備蓄センターの件で指摘をしましたが、この工事は同じ業者であります。前回同様取りかかりが遅かった。ただそれだけではないかと思っておりますけれども、指導はきちんとできていたのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この甘木地区の工事につきましては、元の位置にまた建築をするということで、既設の防火水槽がありました。それと火の見やぐらもあったということで、まず防火水槽の撤去と火の見やぐらの解体撤去が完了した後、工事に入るということになりましたので、着工が遅れた分はあったかと思います。また、着工までに地元調整等に時間を要したところもあったのかと思います。工程管理につきましては、町の監督職員より指導を行っていたというところです。

○7番（森田優二君） 撤去工事は別工事だと思います。だからそれがあったから遅れたというのは、私としてはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 議員おっしゃるとおりであります。当初契約で10月25日が3月31日と当初の契約を交わしておりますので、その中で工事は施工していただくというのが、契約上はそうだったかと思います。

○7番（森田優二君） 工程表が出ていると思います。問題発生まで、工程会議の計画と実施はどれぐらいですか。それを教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工程会議ですけれども、契約後すぐに全体の工程会議を行うことになります。そこで、今回中断するまでの会議の回数ということで、ここは管理委託も出しておりますので、3者でだったり、管理委託と施工業者の会議というところも含めまして5回の会議を行っております。そのほか、施工管理者において工事の施工に対して指示や現地の立ち会いというのは随時行っているというところです。

○7番（森田優二君） 管理した下請等の書類は確認されておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、契約後着工届の関係の書類が提出をされます。そこには現場代理だったり主任技術者の通知または建退共、労災加入、課税証明書といった着工関係の書類の提出がなされております。

それと、今下請の話がございましたけれども、下請関係の届出、下請報告書的なものは今回は提出はされておられません。

○7番（森田優二君） 下請関係はないということですが、私たちは外注工事イコール下請工事と思っておりますが、要するに外注工事もないということで理解していいんです

か。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

外注工事につきましては、例えば掘削の部分とか、いろいろな工事の部分で外注はあると思います。ただ、今回においては、下請の契約報告が出されてなかったということで、下請自体はいろいろな業務の工種に応じて、鉄筋工であったり、型枠工であったり、そういった建築の部分では電気設備関係については恐らく下請になるかと思いますが、今回、そういった下請業者の一覧という形での提出の書類等はございませんでした。

○7番（森田優二君） 私も気になって数人の業者に聞きましたが、下請業者の一覧表は出すということでした。書類関係はどのような書類を提出しなければならないか、チェックリストあたりはないのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今建築工事は、地域防災係で担当はしておりますが、工事関係は不慣れな部分もあったかと思いますが、このようなチェックリスト等は作成はしておりませんでした。ただ、今後はこういった関係書類等については、適正に提出していただく部分につきましては、ちゃんとチェックをしながらやっていきたいということで、私たちもその辺は、担当職員、監督員に対しましては今後指導していきたいと考えています。

○7番（森田優二君） ちょっと話を聞いたんです。提出書類関係の統一が私は必要だと思います。そして、やはりチェックリストを作って、どれが出ているということをせんと、片方は出て片方は出てない。けれどもそれでいいですよということは、公共工事においてはいいかなものかと思いますが、その点はどうですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

議員が言われるとおりであります。関係課、特に土木、農政あたりは工事発注が多くて経験もあるし、知識もあるということで、そちらの課においては当然されているのかと思います。ただ、なかなか工事発注する機会が少ない課においては、その辺がまだ徹底されていない部分もありますので、それは町としてその辺のリストあたりは作りながら、各工事については適正な施工をつなげていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） やはり、まず書類が統一でないとこれはおかしいと思います。それを全部チェックするチェックリストあたりもなければおかしいと思います。その点、副町長、どうですか。

○副町長（野中眞治君） 今、議員がおっしゃったとおり、公共事業につきましては、当然法令遵守が基本になってまいります。そして、そのことについて、町としてきちんと対応する必要があると思います。各課でばらつきがないように、今御指摘があったとおり、統一したチェックリスト等で対応していくように、職員を指導したいと思います。

○7番（森田優二君） 実は、6月6日に現地を見にいきました。そして住職のお母さんから少しは話を聞くことができました。まず、どのような建物ができるか、全然説明がなかったということです。また、工事業者の入るときのあいさつとか現場説明もなく、業者の方がいきなり工事に入り、通路の石畳を割られたそうです。というふうに話されました。

まず、役場は建物配置等の説明、また工事業者はあいさつ、現場説明等は行って当然と私は思うんですが、そのあたり役場として、また業者の対応の説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） 今回の消防詰所の建設工事につきましては、特にお寺になりますけれども、地権者また土地の管理者に対しまして、工事関係につきまして説明不足の部分もあったということで、大変御迷惑をおかけしたということになります。その点につきましては、関係者の方、特に地権者の方にはお詫びを申し上げたところであります。

今後につきましては、5月29日に今後の施工計画という形で発注者である町と施工業者、また施工管理者の3者で工事概要につきまして地権者、関係者の皆様に一番最初から丁寧に説明を行ったところであります。

また、今後の施工に関しましても、関係者の皆様に丁寧に説明を行いながら、その都度協議を行いながら進めていきたいということで、御説明をしたところであります。また併せて施工業者の監督、指導も徹底していきたいというところで考えております。

○7番（森田優二君） 今回は、役場も業者も地権者に対しての配慮が足らなかったと思います。この現場以外でも、最近いろんな説明不足と思われるようなトラブルが起こっているように話を聞いております。今後は、説明、打ち合わせ等を密にやっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 今後二度と、このような事態が起こらないように、私たちとしては丁寧な説明、御理解の上に工事施工を進めていきたいと考えております。また、施工業者と監督職員のあたりも指導を行いながら、適正な工事施工を進めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） それでは、次に行きます。平成28年熊本地震により予算執行を断念し

た工事関係について、断念した工事箇所と工事の復活はいつになるのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 熊本地震により断念した工事箇所として、植木原竹下線、それから御船白旗線、横野竹の迫線、小迫谷小柏原線、以上の4件となっています。いずれも令和3年度から順次工事に着手していく予定であります。

道路改良計画については、町道辺田見玉虫線、御船白旗線の概略設計を本年度、令和2年度から着手をしていくことになっております。

○7番（森田優二君） それでは、大きい2番に行きたいと思います。復興の目玉ともなるコストコ進出が決定しましたが、今後の町の復興事業について、以下のことについて質問します。

まず、平成音楽大学から元火葬場付近までの御船原台地の開発について、都市計画マスタープランの改定も行われましたが、平成音楽大学から元火葬場付近までの御船原台地は、都市計画マスタープランでの位置付けはどのようになっているか、説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 今年の3月末に都市計画マスタープランの改定を行った中で、総合計画及び震災復興計画と同じく、都市計画マスタープランにおいても御船原台地の利活用プロジェクトの範囲として位置付けを行っております。

○7番（森田優二君） 御船原台地には住宅以外の工場や商業施設の進出はできないのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から企業誘致の観点から申し上げます。

御船原台地への工場または商業施設の進出につきましては、あの区域が農振区域であるため、現段階では立地は難しいと考えられます。しかし、御船町総合計画の中で、土地利用構想では、土地利用調整ゾーンに位置付けているほか、震災復興計画と御船町への都市計画マスタープランの土地利用では、御船原台地利活用プロジェクトとして位置付けております。これらの計画に基づいて、今後は御船原台地への企業誘致や土地利用を進めるために、まずはアクセス道路の整備を進めながら、御船原台地一帯の有効な土地利用を検討していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 御船原台地を他業種へ開発するためには、どのような法手段が必要になりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

町道御船原線沿いの農地、平成音楽大学から元火葬場までは、農振農用地域に指定され

ております。また、農地の広がり10ヘクタール以上の団地として農地区分は1種農地となっております。よって、原則農地以外の利用はできない状況です。農地転用許可の見込みがない農地は農振除外できないとなっております。ただし、1種農地でも例外的に許可される要件に該当すれば、農振除外、農地転用の許可を得て、開発が可能です。

1つ例を挙げますと、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設、いわゆる3割雇用制度。どういうものかと申し上げますと、企業と町が雇用協定を結ぶなど、となっております。

○7番（森田優二君） 今の説明はコストコにも該当するということですかね。わかりました。

次に、中原北用地の活用についてですけれども、中原北用地は約3万1,000平方メートル（平米）と聞いています。現状は山林です。境界が一部確定しないと聞いておりますが、境界の未確定は大体何筆ほどありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 中原北用地について、お答えいたします。

中原北用地の面積につきましては、3万1,009平方メートル（平米）ということになります。また、境界の未確定筆数としましては、中原用地内では7筆で、関係地権者としましては6人ということになっております。

○7番（森田優二君） 境界が確定していなければ開発もできないと思いますが、境界の未確定箇所について、今後どのような対応をしていくようになっておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 境界の確定につきましては、令和3年度より地籍調査事業により取り組んでいくという計画であります。

○7番（森田優二君） 平成28年の地震のとき、この中原北用地も仮設団地とか何とかできないだろうかという話も出ました。でも、山林ということで手が付けられない状態でした。そういうことで、この中原北用地を町が開発するという考えはありませんか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この中原北用地を町の単独での開発ということにつきましては、現在計画等はございません。

○7番（森田優二君） 企業誘致関連で、中原北用地を候補地として紹介することはできますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これまでは、中原北用地は企業誘致の候補地の1つとして紹介は行っております。ただ、最終的に企業誘致までには至っていないというのが現状であ

ります。課題としましては、先ほどからありました境界未確定、また町道御船白旗線の道路改良が上げられます。そのためにも現在庁内関係各課と連携して課題解決の手法検討を進めておりまして、適切な土地利用を図っていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 北用地は約3万平方メートル（平米）という広大な敷地があります。

やはりこれを山林のままというのはやはりいかなものかと思います。前向きに町の対応を期待したいと思います。

次に、町道御船白旗線道路改良についてですけれども、元火葬場前から甲佐町に抜ける町道御船白旗線は一部改良工事が停滞しております。どのような理由か説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 平成17年度から用地買収が完了した区間から工事を進めておりましたが、用地買収の一部で相続手続に係る所有権移転、抵当権抹消手続が完了していなかったという理由で工事が停滞をしていました。また、その後も熊本地震の災害復旧工事並びに今やっています御船インター周辺の道路改良工事を優先していたために、現在においても工事の進捗ができてないというような状況になります。

○7番（森田優二君） 土地の買収ですね、これはどのように進んでおりますか。

○建設課長（野口壮一君） 今答弁したものと重複しますが、現状としては、土地買収は進んでおりません。本年度、令和2年度より用地交渉を再開し進めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 私も地元ですので、いろいろ情報を今集めているところですが、やはり火葬場から入り口のところの地主の方が亡くなられて、その後、なかなか話がちょっと厳しい状態になっていると聞いております。でも、そこはきちんと話をすれば、こちらにおられる方もおりますので話ができると思いますので、そこはもうちょっと頑張りたいと思います。

それでは、町として、これはいつまでの完了を目指していきますか。

○建設課長（野口壮一君） 今御指摘がありましたように、この用地交渉を早期に完了をさせて、令和5年度までの完成目標を掲げて今後工事を進めていくように努めてまいりたいと考えております。

○7番（森田優二君） このアクセス道路の整備により、御船原台地や中原北用地の利活用も推進されると思います。御船町の創造的復興につながる有効な事業と考えられます。早急に工事着手を目指してほしいんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 町の計画にも掲げられております御船原台地の利活用プロジェクトの展開に向けて、関係課との協議を踏まえて、早急な道路整備に進めてまいります。

○7番（森田優二君） 瓜山からちょっと下を見下ろしたら中原団地があります。この中原団地は、今回の熊本地震において甚大な被害を受けました。進入口は国道443号からの1カ所だけであることから、災害を考えた場合、町道御船白旗線からも進入口を計画したがよいと私は思いますけれども。それはいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 震災復興計画の中で、中原団地の安全対策が掲げられています。今回のアクセス道路の整備に係る概略設計の中で、この中原団地の避難路としての道路整備計画に向けた検討を行いたいと思います。中原団地の住民の安全・安心な生活が送れますように対応していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 甲佐町の乙女橋から御船町の町境、御船の一番地はここから始まってきたんです。それから瓜山のほうに上ってきているんですけれども、そこまでは甲佐町により道路拡幅工事が完了しております。御船町の第6期総合計画や都市計画マスタープランにも計画的な土地利用の推進に、御船原台地利活用プロジェクトとして、「御船原台地一帯において、企業誘致や宅地開発等を促進するため、アクセス道路の整備等を通じ、土地の有効活用を図る」を明記してあります。

この計画において、今後どのように進めていくのか、ここはやはり町長でしょうね。よろしくをお願いします。

○町長（藤木正幸君） まずは、アクセス道路の概略設計を早期に完了させたいと思います。それから詳細設計へいち早く進み、新設道路の整備費用をできる限り何か探してまいりたいと思っております。

今回の企業誘致のメインともなりますし、今後の御船町の利活用の中において、この御船原台地というのは大事なところだと思います。町挙げて全面的に前に進むように頑張りたいと思います。

○7番（森田優二君） このアクセス道路を開通することによって、平成28年の熊本地震もあったんですけれども、もしもトンネルが通れなくなったということを仮定した場合、やはりどうしてもこのアクセス道路というのは必要になると思います。そこを考えて、御船町もまたそれと同時に、いろいろな開発もあると思います。

最後になりますが、御船原台地は私としては住み慣れた地元になります。コストコ進出

で、恐らくコストコ周辺は商業地や宅地等が急増してくると予想されます。しかし、今は矢形川の改修ができない限り内水被害は発生すると予想されます。それを考えますと、内水被害にも強い御船原台地の開発は、町としても早急に考える必要があると思われます。

そのためにも、町長の答弁にもありましたが、町道御船白旗線のアクセス道路を早急に整備されることを切に要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第3号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第4号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 町営住宅の損害賠償の決定についてなんですが、この23ページの事故状況の対応を見てみますと、大体お昼頃に事故がっております。たまたま飛んだプレートが車の上に落ちたという形で、もし昼間だったら、人がもし歩いていて、人にもし当たったら本当に賠償額がもっと多くなったかなと思います。原因として、強風及び団地の老

朽化が考えられるという形で書いてありますが、ほかの屋根等の安全点検とか、今後の事故対応をされたのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

今回の町営住宅での事案につきましては、強風及び老朽化ということが原因となっております。今回、幸いにしてと言っているのかわかりませんが、車の損傷という形での事故になりました。先ほど議員がおっしゃったように、人にもし当たっていたらというところで、非常に怖い思いがあります。老朽化している団地とはいえ、町として管理をしている団地ですので、管理の徹底を今後していきたいと思っています。今回の修理の段階で、一応修理箇所及びすべての屋根については、業者で釘の緩み等がないかどうかの点検をしていただいております。これから、また台風シーズンを迎えるに当たって、また緩み等がないか、またひび割れ等がないか等は、業者に見ていただこうと計画をしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第4、報告第5号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） まずこの中の、四宮橋の事業が繰越しで上がっておりますが、ここの説明をもう少しお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 四宮橋に係る繰越明許ということになります。工事は既に5月に竣工検査を終えております。残っている、その分も含めたところで繰越しということにしております。ほかに用地費、電柱の移転補償費も含めたところで3,863万6,000円ということになります。令和2年度の予算で、対岸の左岸側のほうの下部工に工事を移行していきます。7月に左岸側の工事を発注する予定です。令和2年度の予算として1億2,253万円を予定しております。

○10番（田上 忍君） 5月に竣工検査が終わったということですが、地元から何か要望とい

うか、こうしてとか、そういうのは上がっていませんか。

○建設課長（野口壮一君） 右岸側の工事を施工する際、1つの家屋の乗り入れ入れ口も兼ねておりますので、その辺は、こちらの計画も説明をしながら、取付道路のほうを対応したということで、それ以外地元からの要望というのは、今のところは入っておりません。

○10番（田上 忍君） 一応竣工検査が終わって、確かに工事はいったん終わっているかと思うんですが。一軒下のほうに民家がありますが、そこから今架かっている橋のほうに上って、村の中に入ってくるときの、そのカーブがあまりにも急で、1回で回れないと。ガードレールをもうちょっと取ってくれないかとか、そういう話もちょっと出ているんです。その辺、状況を見ながら何とかできないか見てほしいんですが。いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今説明しましたように、取付道路の今の部分も含めたところで、大分急な曲がり角になるからということで、大分既存の道路の高さより落としたところで、取付道路を付けております。あとは、今言われましたガードレールについては、接触等の危険性があればまた地元区長あたりにお話を聞いて、対応させていただきたいと思います。

○10番（田上 忍君） その点、地元と話をして、問題ないようにお願いしたいと思います。それから、下のほうで、災害復旧費ですが、農地・農業用施設災害復旧事業が繰越しになっております。これは先般一般質問等でもやったところかと思いますが、各地区ごとに件数がどれぐらいあって、あと金額等もわかれば教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは対象が令和元年災になります。件数が総数で46件、地区別にいきますと、御船地区が1件、水越地区が1件、七滝地区が15件、上野地区が12件、田代地区が9件、木倉地区が6件、高木地区が1件、滝川地区が1件となっております。

それから、明許につきましては、現在査定も終わりました査定額が出ておりますので、査定額の報告でよろしいでしょうか。はい。

まず、御船地区が62万2,000円、水越地区が278万円、七滝地区が3,909万円、上野地区が2,892万4,000円、田代地区が2,686万6,000円、木倉地区が1,737万円、高木地区が84万9,000円、滝川地区が57万3,000円、現在の査定額としましては、計の1億1,707万4,000円となっております。

○10番（田上 忍君） まだまだ結構な数値があるようです。今後のスケジュール等はどうなりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

これから実施設計に入りまして入札を行います。そして、非出水期の秋からの工事に入る予定としております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、今年度中に完了ということによろしいですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 施工管理、進めてまいります。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。最後に、公共下水道建設事業の繰越しがありますが、これについて説明をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

公共下水道の繰越しにつきましては、これはコストコ企業誘致に伴う繰越しになっております。まず、管渠築造で1億957万7,000円の築造工事の繰越し、それから公共下水道の雨水調査が1,800万円、公共汚水樹の繰越しが133万円、資材等の原材料9万8,000円を繰越すということになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第6号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（池田浩二君） 日程第5、報告第6号、「事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） 一番上の消防費で、消防団詰所ですけれども、南田代と陣の詰所の建設が事故繰越になっております。この進捗状況を教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この事故繰越につきましては、今議員が言われたとおり、陣と南田代の3区津ヶ峰の消防詰所となっております。陣につきましては先月完了をしております。あと、工事の残りが南田代第3区津ヶ峰ということで、これは9月末の完了予定ということで今進めているところです。

○1番（中城峯雄君） 甘木の詰所は、これは明許繰越ですか。

○総務課長（藤野浩之君） 甘木地区につきましては、明許繰越に入っております。

○1番（中城峯雄君） 先ほど森田議員の一般質問でありましたのでぶり返すつもりはありませんけれども、現在工事が、経緯はお話ししますと、町長にも和尚から直接電話がありまして、4月の初めに着工して、4月5日に地権者のお寺から苦情があつて、そして全部集まったんですけれども、私も消防班長から連絡があつて行ったんですけれども、先ほどの話を聞いておりましたら、以前の説明が不十分だったということなんですけれども、お寺は大型クレーンが境内に入つて、そしてシートファイルをダダダダッと打ち込むものだから、それこそたまがっているんですよ、地域の人も。そういうことは想定できたはずですから、もうみんな周囲の住民もびっくりして、だから、そこら辺は、先ほどのをぶり返しませんけれども。

お聞きしたいのは、今1カ月ぐらい中断しているのです。地域の人も、いつこれは始まるのですかということですので、いつ頃再開をして、いつ頃完成するのか、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） 甘木の詰所ではありますが、今地元説明を行つて了解を得てから着工という形をしておりますので、今十分説明を行つているところで、地権者の方から了解をいただければすぐ着工するということにしております。工期としましては、先ほど申しましたとおり、11月末完成を目指して着工していくということで、この消防詰所につきましては、大切な防災の拠点となる施設でありますので、早急に着工し完成をしていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） そうなんですよ。もう地震以後、積載車も外におっぴり出したままで、早く地元としても欲しいんですよ。ただ、そういった状況に今なっていますので、地権者の人も、当初はかんかんで「ここには造らせん」と、寺総代の人もかんかんになっていたんですよ。だんだん最近和らいでいるんですけれども、ぜひそういった、ほかにはありませんので、やはりそこに。

それと、私が思うことは、私も工事会社におりましたけれども、あくまでもこれは発注者責任ですよ。工事会社は、設計が悪いと工事会社とかは言いますが、やはりすべて発注者の責任になりますので、やはりそういう施工環境が普通のところと違うんですよ、お寺の境内で。お寺の方は「門とかは預かっているんだ」と言うことなんですよ。だから、やはり申し訳ないということですので、そういった立地する環境に応じて、きちんと説明していかないとこういうことになりますので、その辺は今後ともよろしくお願いま

す。

○10番（田上 忍君） 先ほどと同じようなもので、農地・農業用施設災害復旧事業、これについて、先ほどと同じように地区別に件数と金額をわかりましたらお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。これも5月末現在でよろしいですか。

対象事業につきましては、平成28年災が、繰越件数が58件、申請漏れが11件、それと平成29年災が2件、平成30年災が2件の73件となっております。進捗にしましては、平成28年災87.6%、申請漏れが71.8%、平成29年災が75%、平成30年災が50%となっております。

地区別につきましては、御船地区はありません。滝尾地区が平成28年災が2件、申請漏れが2件、計4件、水越地区が平成28年災が11件、申請漏れが1件、計の12件、七滝地区につきましては、平成28年災が8件、上野地区につきましては平成28年災が22件、申請漏れが1件、平成29年災が1件、平成30年災が1件、計の25件と、田代地区につきましては、平成28年災が6件、申請漏れが2件、平成29年災が1件の計9件と、木倉地区につきましては、平成28年災が3件、申請漏れが5件、平成30年災が1件、計の9件、高木地区につきましては、平成28年災が2件、小坂地区につきましては、平成28年災が3件、滝川地区につきましては、平成28年災が1件ということで、合計の73件となっております。

繰越額につきましては、これはトータルでよろしいですか。滝尾地区につきましては1億5,582万6,000円、水越地区につきましては3,174万7,240円、七滝地区につきましては1,280万880円、上野地区につきましては4,669万5,880円、滝尾地区につきましては2,452万6,440円、木倉地区につきましては1,422万9,900円、高木地区につきましては582万7,080円、小坂地区につきましては2,385万2,700円、滝川地区につきましては218万3,760円、合計の1億7,672万6,480円となっております。

○10番（田上 忍君） あと、これの今後のスケジュールをお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

繰越しに関しましては受注者につきましては、工程表の提出をお願いいたしまして、役場で聴き取り調査、今後の調整を行っております。これからが出水期、水稻の作付等行われる形になりますので、秋からの施工ということで管理を進めてまいります。

○10番（田上 忍君） かなりの金額なんですけど、こうやって事故繰越となった理由についても、教えてもらっていいですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

すみません、説明書のほうには建設資材入手困難だけと書いておりますが、これは記入欄が足りませんでしたのでこう書いておりますが、理由としましては、公共工事全体の件数が多かった中、完了件数につきましては増加しておりますが、先ほど述べましたように、出水期間や営農期間により施工期間が制限される。また、資材不足、こちらは土留工の杭とか、コンクリートの二次製品とかがなかなか不足して入らなかった、という理由と、あとが雨等の天候により思うように工事が進まなかったということが繰越しの理由となっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） 中城議員からも、私も一般質問したわけですがけれども、甘木の消防格納庫です。先ほどの課長の答弁でも、工期は11月30日ということではっきり言われております。過去に1分団2班の格納庫ですがけれども、そこも工期の変更で、たしか12月21日だったと思います。夜警に間に合うようにということでされておりましたが、結局でき上がったのは3月ということになっております。くれぐれも11月30日ということは変更工期ですので、これを守るように指導のほうをよろしくお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） 甘木地区の詰所ということで、工期を11月30日までにしております。これは、先ほど申しましたとおり地域防災の拠点となる施設であるということも考えまして、それと年末警戒が12月から始まるということもありますので、11月30日までには必ず竣工させるというところで、指導・監督のほうを適正にやっていきたいと考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 発議第1号 御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、発議第1号、「御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

8番、岩永君、前にお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

岩永君、議席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、「御船町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第7号 工事請負計変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第7号、「工事請負計変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（藤川博和君） 工事の内容の説明を詳しくお願いします。それと、1メートル当たりの単価、それと工事の範囲です。どれだけ行ったか。

○建設課長（野口壮一君） 議案の説明資料の70ページをお願いします。上段のほうに標準断面図というのを掲載しております。当初設計で道路の新設に伴いまして、約1メートル30センチほど掘り下げを行います。その後に、下のほうに置換工ということで、路床置き換えになります。70センチほどの路床置き換えを行います。その上に道路側溝を両側に敷設をしていくという工事で当初の設計で発注をしておりました。5月末の大雨によって、この道路側溝と置き換えた路床置換をした空間のところに水がたまってプール状態になったということで、敷設した道路側溝が浮き上がって傾いてしまったということになりました。

よって、今後また梅雨期に入ることもあり、このままでは同じようなことが繰り返されるということで、路床の置き換えから上に下層路盤39センチを敷設をしたと。敷設をすることによって、この道路側溝を固定化することと、置き換えた路床を安定させてい

くということで、増額ということになっております。

メートル当たりの単価は、約199メートルほどあります。2万3,519円、メートル当たりになります。

○11番（藤川博和君） 今の図面の説明で、39センチクラッシャーを増加したということですかね。ということは、この図面の高さあたりは全然変化はなかったんですか。39センチ高くなるんですか。それとも、下の底盤を39センチ、それでその上に39センチクラッシャーを乗せたんですか。

○建設課長（野口壮一君） この標準断面図のとおり、路床置き換えの上に、さらに39センチの下層路盤を形成したということになります。

○11番（藤川博和君） ということは、元の図面よりも39センチ高くなったと理解してよかったですか。

○建設課長（野口壮一君） 路床の置き換えから39センチ上に下層路盤を新たに造って構造物を固定化させたという工法になります。

○11番（藤川博和君） それで、変更によって金額が460万円ぐらいになっておりますけれども、これは町の負担として幾らぐらいの起債になりますか。

○建設課長（野口壮一君） これは、地方創生道整備推進交付金事業になります。国からの交付金が2分の1、残りは起債で100%充当されるということになります。

○10番（田上 忍君） 今回の理由が、施工済みの箇所に支障を来した。雨が降ったから支障を来したとあるんですが、こういう今回特別な雨が降ったんですか。それとも何か別の理由もあるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 変更の内容としては、ここに記述していますように、5月末だったと思います。降雨により、先ほども言いましたように、プール状になってしまったということで、それが一番の原因であります。ほかの工事の施工に至る原因ではないと。なかなか水も、その後にも引かなかったという事象もあります。ということです。

○10番（田上 忍君） 議案の次の8号も同じことを書いてあるんですが、5月、6月と雨が降って当たり前の時期ですよ。こういう普通というか、大きな洪水が出るような雨ではなかったし、それなのにこういう支障が出る、その土地柄、こうやって水がたまりやすいからとか、そういうのが原因なのですか。だからこういう雨というのは、大体事前から想定されることでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） この今回の工事の中で、周りも一緒に民間で造成工事が成されております。最初から想定ができなかったかというのは問われるところなんですけど、まず造成も割と工程的にも早く済んでいらっしゃいますので、水の抜け道がなかなかなかったというのも1つの要因となっております。現在は、ほかのところも同じようなものがありますので、その後に、民間の造成業者とも話をしまして、どうにか水抜けの水路の確保をお願いして、今対応をさせていただいているというところであります。

○10番（田上 忍君） そうしますと、今回の増額して、これは新たな工事というのか何かをやれば、この後もし雨が降ったとしても、それは問題ないということでもいいんですか。

○建設課長（野口壮一君） これを施しておれば、同じような事象はないものということで、想定をしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第8号 工事請負計変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第8号、「工事請負計変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（藤川博和君） 先ほどと同じですけれども、まず1番から2番、3番の金額をお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） それぞれ金額を提示いたしますが、経費を含みますので、概算金

額ということで御了承いただきたいと思います。①番が460万6,000円、②番が132万8,000円、③番が165万4,000円です。

○11番（藤川博和君） ②番の工事内容の説明をお願いいたします。

○建設課長（野口壮一君） ②番については、議会にも何度も説明をしてきておりますが、ラウンドアバウト交差点の周りの歩道部分の路肩について、プレキャストのL型擁壁の設置を設計しておりました。ここの工事を発注する前に、地質調査を5カ所やっておいて、ここにポイントを当てた地質調査ではなかったんですけど、その5カ所の想定から地層を想定して、当初はL型擁壁の下に砕石基礎、50センチの厚みで基礎を計画しておりました。実際、床付け面まで掘削をした段階で、何しろ地盤が思わしくないということで、職員も立ち会いをしまして、そこから、ここに書いていますように、平板載荷試験というものがあります。実際のでき上がった状態での重量あたりを直接その面に負荷をしていきます。その支持力を測った結果、砕石だけの基礎では不可という結果が出ましたので、マットレス工法というものに替えております。高強度のポリエステル繊維でできたものになります。それを敷設をして、その上に砕石を同じく50センチほど敷き並べて突き固めます。それをマットで包み覆うような形になります。こうすることで、いわゆる上からの重量を平均に、面的にもたせるということで、安定した支持地盤になっていくというものの工事ということになります。

○11番（藤川博和君） 今の説明を聞きますと、最初のコンサルの調査がまずかったというふうに聞こえますけれども。それと、この図面からいって、ピンで抑えてありますね。ピンがありますでしょう。あのピンは何か基礎から出ているとではなですか。この図面のピンが。これはどういうふうなあれで抑えてありますか、上のLとは。

○建設課長（野口壮一君） 今御説明しましたように、床敷き面に高強度のポリエステル繊維のマットを敷いてその上に基礎砕石を転圧して行います。それを、残った繊維で全部を包み込むような工法になります。上のほうに包んだものをピンで抑えていくというものになっております。

○11番（藤川博和君） このピンは1カ所ですか。

○建設課長（野口壮一君） 1カ所じゃありません。間隔は詳細図面を見ないとわからないんですけど、等間隔でこのピンで抑えていくという工法になっております。

○11番（藤川博和君） 1カ所ではないだろうと思って見ましたが。3番目の交通誘導員、

私もここはよく通りますけれど、ここの池田工建のほうには立っておられるのを見ました。こっちの東生企業のほうにも立っておられましたけれども、東生企業の場合は、この交通誘導員の追加のあれは出ていませんけれども、これはどういう意味ですか。

○建設課長（野口壮一君） この工事については2月議会の定例議会で承認をいただいた工事になります。その後に、今回2月に発注しました4件と、それから既に工事を発注していました国道の工事を含めて、5つの業者が決まっておりました。その業者と先行していた上下水道の工事業者まで合わせたところで、地元住民、それから隣接農耕者への配慮、それから一般車両の通行規制対策というのを目的として、安全対策協議会というのを設立をしました。

町は当初、町道中央線からの乗り入れ口が3カ所あるんですが、そこに農耕車と一般車両を規制する看板で周知をして対応したいということで考えていたわけなのですが、実際工事着工前の警察協議を行った結果、今言いました町道中央線側からの進入口3カ所へは誘導員の配置を設置しなさいということで指示がありました。

今言いました安全対策協議会ですね、当時、当初は今回の受注者であります池田工建がその代表となっておりましたので、関係する業者それから町も含めたところで、この代表である池田工建に一括して誘導員の配置をお願いするという経緯も踏まえたところで、今回東生には計上がなされてないと。池田工建のほうにまとめて計上がしてあるという形になります。実際3月末から4月末までの期間、26日分の3名分というものになります。

その後に発注しました工事については、この警察の協議を踏まえたところで、その後の工事については、当初の設計の中に誘導員の計上をしております。

○11番（藤川博和君） 今の課長の説明では、誘導員の料金の支払いは全部池田工建でやっている。そうすると、東生におられた誘導員は、池田工建からの関係で誘導員として雇われていたんですかね。

○建設課長（野口壮一君） 東生のほうで施工されている箇所から真っ直ぐ中央線側のほうに出る箇所にも含めたところで、3名の誘導員を一括して池田工建で対応をしていただいているというものになっております。

○11番（藤川博和君） その分の請求書、領収書あたりはありますか。

○建設課長（野口壮一君） この分については、工事の実績報告と一緒に誘導員の配置の日報と同時に、その辺の実績が出てくるということとなっております。

○11番（藤川博和君） 私が聞いているのは、東生企業は誘導員に関しては雇っていないということですかね、会社としては。これは、だからほとんど池田工建からその誘導員は全部雇って、3名なら3名配置したということにとらえてよかったですか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員が説明された解釈で結構なんですけど、そのとおりなんですけど、最初に説明しましたように、まず安全対策協議会を設立して、その代表が当初池田工建になっていたという経緯で、皆さんももう一括して池田工建にお願いをするというような経緯でこういうことになっているというものであります。

○11番（藤川博和君） これは一般的ですけれども、普通道路関係をする場合は、誘導員は契約の中に大体入っていると思うとです。今回は町道のあれで入ってなかったという説明がありましたけれども、今後は、この件はどうされますか、町としては。

○建設課長（野口壮一君） 今後については、先ほども御説明をしましたように、後で発注した工事の設計書の中には必要な誘導員の設計を反映をさせているということになります。

○9番（福永 啓君） 確認ですけど、工事変更でよくお尋ねしておりました。工事を変更した場合、この工事の変更金額です、これはきちっと補助事業に含まれているのか、町の単費持出はないのかとか、そういうお話をして、今まではこの変更契約に出た分はすべて、例えば今回は地方創生道整備推進交付金事業に含まれますという説明があったんですが、今回もそのような理解でよろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこの変更契約についても道整備推進交付金事業の対象になるということで間違いはありません。

○9番（福永 啓君） すると、今回750何万円ですね。とはいえ、単費持出も増えるわけですよ、その割合ということで。実際単費持出は幾らぐらいになったんですか。

○建設課長（野口壮一君） 道整備推進交付金事業は国が2分の1と起債充当が100%、うちの50%が交付税措置ということになります。ですので、750万円、25%が町の持ち出しということになります。

○9番（福永 啓君） その分はやはり町の持ち出しが増えるということになるんですよ。その際、やはり変更内容は、これはよくないと思います。書いてあるのが、雨の時期に雨が降ったから変更しますと、当たり前のことが書いてあるんですよ。もしこれだったら、これは町は悪くないです。これは業者が悪いんですよ、100%。それを当たり前のことを想定してないわけですから。だから、前回もそうですし、そういうふうに、これだったらこ

の書き方をしてしまいますと、雨の時期に雨が降ったからできませんでしたと。日本は雨の時期でなくても雨が降りますよ。当然予想しなければいけないことというふうに読めても仕方がないんですね。ですので、今後この変更の理由等を、これはきちっと、なぜ町がこのためにお金を出さなければいけないのか。前回もありましたよね、業者が間違っって何か道を壊しちゃったから出しましたとか、何かそういう書き方に読めるところがありましたけど。それではなくて、町が金を出すわけですから、なぜ出さなければいけないのかというのがわかるような書き方を、今後もしてください。お願いします。

○10番（田上 忍君） 先ほどの藤川議員の質疑の中で、答弁の意図がよくわからなかったのですが、交通誘導員の件です。もう一度、この誘導員を付ける期間と、人数は3人と聞きました。1人当たりの単価を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 町道中央線からの入り口です。3カ所あります。1カ所に1名ずつの26日分を計上させていただいております。これは、熊本県の交通誘導員の単価がござります。直工額で1人当たり1万1,300円という単価になっております。

○10番（田上 忍君） 私が聞いたのは、26日分、それはさっき聞いたからわかっていたんですけど、期間です。いつからいつまでですか。

○建設課長（野口壮一君） すみません、日にちまでは調べてはいないんですけど、3月末から4月末までの間の26日ということになっています。

○10番（田上 忍君） この契約書を見ますと、終わりは7月31日までとなっていますけれど、その後はもう誘導員は付けないということで理解していいんですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど説明をしましたように、後で発注した工事の中に、別の業者の受注の中に誘導員の経費が含まれていますので、そこは後の受注をされた工事の誘導員と交代していくという取扱いになります。

○10番（田上 忍君） よく訳がわからんようになるんですね。その後で追加した工事というのは、この今回の変更契約より前に契約してあるということでもいいんですか。

○建設課長（野口壮一君） この工事は2月の議会で承認をいただいた工事になります。その後に警察協議をなされた中で、していった中で、誘導員の配置が指示をされたということで、後の工事というのは、3月の議会で承認をいただいた工事になりますので、そのときにはもう警察協議で指示をいただいていたので、発注段階で後の工事については誘導員を計上して発注をしているという形になります。

○10番（田上 忍君） だから、4月以降は、別の工事で予算は既に付いていたよと。その前が付いてなかったから今回追加したという理解でよろしいですね。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第9号 工事請負計契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第9号、「工事請負計契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これにつきましては、指名競争入札で行われておりますよね。指名競争入札の中で、町内業者だけだったのでしょうか。そしてまた、落札率、この2つをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の工事入札につきましては、町内のAクラス6業者を指名して入札を行っております。落札率は90.2%ということになっています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第10号 工事請負計契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第10号、「工事請負計契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） これも同様です。今のように、町内のみでやったのか、何社で落札率は何%だったのか、同様の質問になります。

○建設課長（野口壮一君） 本工事においても、町内のAクラス6業者を指名しました。入札の落札率は99.97%になっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第11号 工事請負計契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第11号、「工事請負計契約の締結について」を議題とし

ます。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これも同様です。今先ほどの、どのような業者で落札率をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 本工事においても、町内Aクラス6業者を指名しております。落札率は89.93%ということになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第12号 工事請負計契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第12号、「工事請負計契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これについても、実は同じなんです。でもこれは町外業者も入っていますので、どのような指名をして、落札率が何%だったかをお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） このエレベーター工事につきましては、県内の建築業者を指名しております。落札率につきましては今資料を持ってきておりませんので、調べてから報告させていただきます。すみません。

○9番（福永 啓君） それでは、県内、さっきみたいな形が一番わかりやすいですね。県内のAクラス業者を何社指名入札で、そして何%でしたというのは、すぐわかるでしょう。

はい、ではそれを待っています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより14時10分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○総務課長（藤野浩之君） 福永議員より質問のあった件で、答弁いたします。

エレベーター等の増築工事ということで、指名業者につきましては、11社であります。

熊本県のA1ランクの業者を11社指名をしております。落札率につきましては98.74%であります。

○5番（田上英司君） これに関連して、蛇足ですけれども、お尋ねいたしますが、工事がいざ始まりますと、庁舎前の駐車場の活用は、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工事に入ったとなると、駐車場のほうの制限が出てくるかと思います。住民の方にはしばらくの間御迷惑をおかけいたしますが、工事の安全、住民の方の安全を確保するための措置をとっていきたいと思っています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 御船町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第13号、「御船町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） この条例改正を、できるだけわかりやすく説明をお願いいたします。

この条例改正をもって、実際に現実的にどのような町民の方々がどのような影響を受けるのか、わかりやすく説明をお願いします。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

今回の税条例の改正につきまして、概要といたしまして、大きく4つございます。まず1つ目ですが、税の徴収猶予制度の特例になります。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期比20%以上の減少があり、一時に納税することが困難な方に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できるという特例を設けるものです。この特例は令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限のものに限ることになります。

2つ目になりますが、固定資産税の軽減措置になります。厳しい経営環境にある中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限りまして、償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものです。令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が前年同期と比べまして30%以上、50%未満減少している方は2分の1、50%減少している方は課税標準がゼロになります。事業者の方は、認定経営革新等支援機関、御船町内におきましては、町の商工会になりますが、その機関の認定を受けて、来年1月中に役場に申告する必要がございます。しかしながら、まだ国からの詳細な内容の通知が来ておりませんので、内容は現時点では不確定となっております。通知が来ましたら、広報、町のホームページ等でお知らせをしたいと思います。

3つ目ですが、軽自動車税の環境性能割の延長になります。令和元年9月まで自動車取得税ということになっておりましたが、10月から軽自動車の登録時に車の環境性能に応じて課する環境性能割という制度に改正がされております。昨年度の税制改正で、今年の9

月末まで、その環境性能割が1%減税されておりましたが、令和3年3月31日までの6カ月間延長措置がされております。

また、4つ目としまして、寄附金控除の対応となります。イベント等を中止した主催者に対するチケット代などの払戻請求権を放棄した方への対応としまして、住民の福祉の増進に寄与するものとして、指定するものについて、個人住民税の税額控除の対象とするというものになります。

○9番（福永 啓君） 4つですね。1つ目が20%収入が減った人、それについては、1年間猶予しますということなのですが。これは20%収入が減ったことをどのようにして証明するのか。何か申告が必要なのか。黙っていても町で把握しているので、自動的にそういうことがなされるのかということが1点。まず、それからお答えください。

○税務課長（畑野英樹君） この20%以上の減収につきましては、全国統一の様式がございまして、その様式に基づきまして、3カ月間減っているというところを示していただく必要がございます。特に帳簿等の提出は必要ありませんが、同じように、国税につきましても申告をされる方もいらっしゃると思いますので、国税で申告されたものをこちらにまた提出していただいても構いません。

○9番（福永 啓君） これも申告方式ということですね。自分から申告しなければいけない。次に、これは事業に係る固定資産税です。これは30%以上と50%以上と2段階になっているようですが、これに関しましては、例えばもう先に納めちゃった人もいますよね。まだ手続上で納めちゃった人。そういう方に関しても、この手続をすれば戻ってくるのか。いかがでしょうか。

○税務課長（畑野英樹君） こちらの特例につきましては、税金を一時に納税することが難しい方ということがございますので、既に納められている方につきましては、その一時に納めることが難しいということの対象にはならないと考えますので、そこはちょっと難しいと思います。

○9番（福永 啓君） 思いとかではなくて、最初に難しくても、これだけ最初に払っていきという人はいるんですよ、取りあえず、これは払っとかにやいかんから払っとこうという人はいっぱいいらっしゃいます。そういう中で、だから、お聞きしているのは、制度上難しいと、そこに町が判断が入るのか、それとも納めちゃったら、それはもう駄目という制度になっているのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○税務課長（畑野英樹君） 猶予の書類につきましては、先ほども申しましたように全国統一ということで、事業所の申請をされる方のばらつきがないように、国で統一されておりました、その様式を使ってすることになりますので、資料は既に届いております、町のホームページ等にも載せております。ただ、先ほど福永議員の御質問がありましたような、既にお支払いをされている方につきましては、ちょっと調べてからまた報告をさせていただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） もうそれは始まっていますもんね。たしか相談会はありましたよね。そこで、それが制度の対象外なのかどうか。既に納めた方です。先に納めちゃった人。それともそれは対象内なのかどうか。それだけはちょっとわからなかったのを例をいたしました。

大まかにこの2点です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「御船町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第14号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定につ

いて」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点ほど伺います。先ほど福永議員の関係と少しダブるかもしれませんが、今回の減免の申請について、42ページから43ページになりますけれども、こちらが1から3の申請用紙に、プラスの減免を受ける事由となる事実を証する書類とありますけれども、これも何か国から様式等は明示されているのか。

それとあと1点は、今回の減免について、この減額した分の財政支援、国からの財政支援について、この2点を伺います。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

まず、1つ目の様式についてでございますが、こちらについては、国からの様式等は来ておりません。町独自での様式になります。ですが、市町村間のバラつきを防ぐために、上・下益城郡事務連絡協議会というのがありますので、そちらで申請受付様式等については統一していこうということで、協議を行っているところでございます。

2点目の、国からの補てんということですが、国民健康保険税の減免につきましては、令和元年度分と2年度分と2年にわたり減免を受け付けることとなります。元年度分の減免した額分につきましては、国の特別調整交付金それから令和2年度分の減免した額につきましては、国の特別調整交付金及び国民健康保険災害等臨時特例補助金というものの交付対象とするとなっております。

○4番（福本 悟君） 再度確認をさせていただきます。まず1点目の質問ですが、こちらは今から様式等という、郡内で統一した様式を作るというところでしょうか。それと減免の申請の43ページの1から3プラスの、この少し難しいのは、減免を受ける事由となる、この事実を証する書類、こちらは少し国でも問題になっていますが、ちょっとややこしくなるかなというところで、できるだけ住民に、ホームページとか広報とかでできるだけ周知を図っていただきたいと思います。

あと、様式等についても、再度確認をさせてください。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

まず、様式ですが、郡内、完全に同一の様式を使うというところでは、まだ協議に至っておりません。コロナ関係もございまして、集まっての会議が今開けない状況でございます。ですので、各市町村メールでのやり取りというところになっておりまして、あ

る程度様式は合わせていこうという形でおります。

それから、事実を証する書類ということですが、こちらにつきましては、まず主たる生計維持者の方が死亡したり、重篤な傷病を負ったという場合につきましては、まず亡くなられた場合につきましては死亡診断書等を、それから重篤な傷病を負われた方につきましては医師の診断書等を提出していただくことになります。それ以外の収入が減少された方につきましては、毎月の収支内訳書等の収入・支出の入り費がわかるようなものを、ある程度事業をされておられましたら、毎月収支はつけておられると思いますので、そういったつけておられる帳簿を提出していただくということになります。

○9番(福永 啓君) 今の質問とほぼ被ってくるのですが、ちょっとわかりにくかったので、確認いたします。今回3世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が300万円以下、これは所得ですよ、収入ではなくて。とすると、国民健康保険に加入していらっしゃる町民の方々、400万円以下だったとかで、ほとんどが実は1,000万円なんていらっしゃらないと思うんですよ。この2つに当たってくるんじゃないかなと思います。

そうすると、国民健康保険に加入していらっしゃる方はほとんどがこの減免対象になるのか、それとも、今年は去年よりも減りましたよ。この条件プラス、お金が今年収入が減りましたよという証明も必要なのか。いかがでしょうか。

○税務課長(畑野英樹君) お答えいたします。

福永議員が今申されましたとおり、所得の要件としましては、国保の方すべての方に当てはまるかなという気はしております。ただ、この主たる生計維持者というのが出ておりますが、その方の収入減少ということになりまして、この主たる生計維持者というのは世帯主のことを指しております。それで世帯員の方の収入減少があっても、今回の国保の減免の該当にはなりません。あくまで世帯主の方の事業収入、給与収入、山林収入等が3割以上減少した場合に該当するということになります。

○9番(福永 啓君) いや、それはわかるんですけど、今お聞きしたのは、ここの300万円以下、400万円以下という条件、かつ今年30%減収した人というのが減免の条件になるということではよろしいですか。単に今年300万円になった人、400万円になった人だったら、ほぼ多くの方が、ほぼほとんどの方がその減免の条件に当たります。減免の条件というのは、これプラス減収を30%以上した人ということではよろしいんですか。

○税務課長(畑野英樹君) お答えします。

300万円というのは、数字的にはございませんで、まず事業等を行っておられる、その収入が3割以上減少して、かつその減少した収入以外の所得が400万円以下であれば該当ということになりますので、その300万円プラス3割とかいうところではございません。

○9番（福永 啓君） とにかく、昨年と今年比べて、最初に受けるためには最低でも3割以上の減収が必要であるということですね。その方が、かつ世帯の前年の所得合計が300万円以下、400万円以下、500万円以下。その収入以外にですね。このところが、大体わかりましたけれども、ちょっと今わかりにくいところがありますので、これにつきましては、ぜひ、どのような方が当たるのかと。手続はどうしなければいけないのかというのを、また周知徹底していただきたいと思います。

○5番（田上英司君） 例えばの話はあんまりいかんわけですけども、世帯主が70歳ぐらいのお父さんで、仕事は特にやってない。息子が40歳ぐらいで、実際実質的に仕事をなさって、その方がコロナの影響で収入が減った。先ほどの御説明では世帯主の方がということだったのですが、それは、家庭としては収入が減ったけれども、対象にならないということになりますか。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

この収入減少の条件というのが世帯主ということになっております。なので、ただ今、田上議員がおっしゃられたようなケースでありますれば、すぐには該当となりません。しかし、息子が収入減少ということですので、世帯主変更をしていただければ該当になってくるということになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 世帯主の変更というのは、事後でも可能なのか。今、基本的にお話をお聞きしていると、ちょっと前に中止になりましたね、世帯30万円と。皆さんに10万円配る前に世帯に30万円配るという案がありました。私はあれと似たような案だと思っているんですよ、これでしたら。そうすると、世帯で一番の世帯主が収入が変わらない家庭は、どんなにほかの人が下がっても変わらないと。これは同じような仕組みだと思っているんです。

今ちょっとおっしゃったときに、そういう場合は世帯主を変更すればいいと。うちはかからんから変更しましょうと、そういう事後の変更も可能なんではないでしょうか。

○税務課長（畑野英樹君） 先ほども申しました、上・下益城郡の税協の中におきましては、

国からの通知も来ておりまして、世帯主を変更するということで、要件に該当するという  
ことで来ておりましたので、さかのぼって変更をすればいいんじゃないかというところで、  
話は通っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保  
険者等に係る御船町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を採決し  
ます。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第15号、「御船町手数料条例の一部を改正する条例の制
定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を
採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第16号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 1点、お尋ねをします。47ページの4項になりますが、傷病手当の額についてでありますけれども、この項を読みますと、収入に応じてこの手当は変わると読みましたけれども、そういうことでよかったでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えいたします。

傷病手当金の額でございますけれども、この額につきましては、対象者の直近の3カ月の給与を合計しまして、それを就労日数で割りまして、その除した金額は1日当たりの給与となりますけど、その3分の2の額が傷病手当金の1日当たりの手当額となります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 確認なんですが、これは新型コロナウイルスに感染された、もしくは感染が疑われる場合、入院だとか隔離だとか、そうされた方にのみ当てはまることで、ということで、だから一般の、例えば接触者であったとしてもPCR検査を受けただけとか、それによって隔離を受けていないという方は当てはまらないと思っているんです。例えば自宅隔離とか、それでも例えばPCR検査を受けまして発熱するまでの間、わからないままの間は自宅にいてくださいと、そういうのはこれに当てはまるのかとか、そのあたりはどのようなになっていますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

今対象者としては、感染された方と感染の疑いが持たれる方が対象者とされているだけです。

○9番（福永 啓君） 感染された方はわかりやすいんですけどもね。疑いのある方がわかりにくくて、結局、誰がそれを疑いがあると認定するのか。例えばうちの家内がかかりました。そして、時々行っていた娘がおります。その方はPCR検査はどうしますかという

ことですよね。疑いがあるのかないのか。それは誰がどのように判断を、その疑いがある  
ないは誰が判断するのでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

疑われる方の目安としまして、風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続いている。それと、強いだるさや息苦しさ、呼吸困難等が目安としてありまして、また高齢者の場合は、高齢者基礎疾患のある方につきましては、今の状態が2日以上続く方を感染症とみなす取扱いとしてはありまして、これは申請書に医療機関用というのがありまして、医療機関の証明みたいなものを申請書に付けていただく必要があります。それをもとにうちで判断して、支給するということになります。

○9番（福永 啓君） ですから、町が判断するのではなくて、医療機関の人が、今の基準というのは恐らく変わっていると思います。もう4日とか2日とかというのは、恐れというのでは、もう新たな基準になっているはずですよ。ですから、一時的にそれにかかったか、恐れがあるかどうかというのは、医療機関が書くということですね。そして町に出していく、そういうことですよね。よろしいですかね。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第17号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第17、議案第17号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） これも同様の質問です。これによって、どのような町民が、実際にどのような影響を受けるのか。減免にはどのような手続が必要なのか。わかりやすく御説明をお願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この条例改正の主な内容は、介護保険法施行令において低所得者の第1号保険料軽減強化に関する改正が行われたことにより、町介護保険条例も改正が必要となったため、また2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる、介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援がされることに伴い、町介護保険条例の改正が必要となったためです。

町民に与える影響については、対象被保険者については保険料が軽減されることになります。

○9番（福永 啓君） これは、何らかの申請主義に基づくものでしょうか。それとも町とか保険のほうで把握したもので自動的に対象者については保険料は減免されるとか、そのようになるのでしょうか。どちらでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） まず1番目の、消費税が10%に上がったことに関する第1号保険料の軽減については、自動的に第1段階、第2段階、第3段階の人については、基準額より減額した額が課税されます、賦課されます。

2番目の、コロナ感染症に罹患したことでの分に関しましては、国保と同じように、やはり第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が定められている保険料に対して減免を行います。申請主義になります。

○9番（福永 啓君） そうしますと、これは国保と同様に申請を、そのときに、同じように申請すればいいということですね。国保と介護保険ですね、これは密接につながりがあって、一緒に取られますよね、お金とか何かは。ですので、国保のこの申請をするときに、これも一緒にできる、国保の減免申請をするときに、この介護保険の減免の申請も一緒にできると理解してよろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君） そのような対象の方は可能性がありますので、相談をしていただくということになります。

○9番（福永 啓君） 窓口とか何とかは同じところですか。それとも、全然基本的に手続は別なのですか。それとも一括してできるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 介護保険は特別会計になりますので、介護保険の係の窓口になります。

○5番（田上英司君） この改正の理由は2つ説明いただきました。まず1点目はわかります。2点目は、来年の3月31日までと日付がここに書いてあるようですが、そうしますと、新型コロナウイルスに関するやつの減免は来年の3月31日で終わるということで、3月31日を過ぎたら、また、この文言を外すということで、また一部改正の必要が出てくるんじゃないですか。

○福祉課長（西橋静香君） 今のところは令和元年度の一部と令和2年度の介護保険料についてが対象になります。なので、またこの経済状況とかを勘案して、必要になったときにはまたそういう制度が組まれるかもしれません。

○5番（田上英司君） 私がお尋ねしたいのは、この新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した云々と書いてありますね。これを考えますと、これが来年の3月31日まででしょう。これで、この特例というか、これはもう外れるということになりますよね。この文言というか、ここの文章は来年の3月31日をもってなくなるということで理解してよろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君） はい、そのとおりです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第18、議案第18号、「御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、「御船町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時51分 散 会